

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第24回理事会

平成9年2月

平成9年2月12日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同会合・第24回理事会

【報告及び議題】

- (1) 運営審議委員会報告
- (2) 韓国での事業展開の現状と今後
- (3) 台湾での今後の対応
- (4) フィリピンの医療・福祉支援事業覚書署名式の件
- (5) 自立活動支援助成審査会議録事録
- (6) 「慰安婦」関係資料委員会報告
- (7) その他

添付資料一覧

三者合同懇談会並びに第24回理事会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成9年2月12日

- ①第27回運営審議会議事録… 1～2
(未完稿)
- ②韓国について… 3～6
- ③台湾について… 7～9
- ④フィリピンについて… 10～14
- ⑤「女性の人権に関する今日的問題への自立支援事業」助成審査会について
… 15～16
- ⑥「慰安婦」関係資料委員会について… 17～20
- ⑦広報(聞き取り等、含む)について… 21～22
- ⑧募金状況… 23

- ⑨インドネシア人被害者の手記…別添
- ⑩基金関連報道記事等… 別添
- ⑪基金の「見解」(案)… 別添

韓国チーム、1997年1月の活動

2. 4. 高崎宗司

- 12月30日 タスクホース、韓国チーム合同会合
事業実施団体について
- 1月6日 タスクホース会合
- 9日 訪韓団打合せ
- 11日 伝達式
*別紙報告書、「文芸春秋」に報告文
- 12日 韓国。事務局員は残る。
- 15日 日本婦人会議と懇談
自立活動支援審査委員会
- 17日 中京テレビ取材
「慰安婦」関係資料委員会
資料調査事業関係（契約の仕方などについて決定）
→ 「聞き取り事業」を分離することに
- 20日 タスクホース会合
「統一」問題
資料調査事業関係（契約の仕方などについて決定）
- 30日 衆議院予算委員会で、関係資料の提出要求
31日、衆議院予算委員会理事懇談会でも、関係資料の提出要求
- 31日 民主党鳩山代表らと懇談
韓国の市民連帯が記者会見 *別紙資料
- 2月3日？ 韓国の市民連帯など来日

東亜日報

- 12日 7名に500万円 被害者の意思により支給 基金側の説明も紹介
13日 金田君子さんのインタビュー 李洛淵
14日 社説で、実施は「犯罪」 自己批判も
16日 別府会談では取り上げないという了解
17日 副官房長官談=中断は困難、韓国政府への通報はした

朝鮮日報

- 12日 5名に200万円の見出し 本文中で300万にも触れる 本名
13日 尹貞玉談=朴氏らはだまされた
14日 挺対協、受け取ったハルニモへの支援金中断を政府に建議することに(別紙) 金基哲

韓国日報

- 12日 5名に200万円の見出し 本文中で300万にも触れる 本名
14日 金君子(仮名)ハルモニのインタビュー チョン・シンファン

中央日報

- 12日 解説で猛烈に非難 本名

京鄉新聞

- 13日 社説、総理の手紙に「個人的」と但し書

ソウル新聞

- 12日 高崎のインタビュー 注=13日に追加取材あり 李昌淳

ハンギョレ新聞

- 13日 尹貞玉談=昨年、朴福順ハルモニが・・・ 金ミギョン
社説で非難

文化日報

- 13日 金貞順(仮名)ハルモニのインタビュー 千榮植

国民日報

- 13日 社説 日本政府が賠償せよ

お知らせ

本日、1997年1月11日、女性のためのアジア平和国民基金は、ソウル在住の元「従軍慰安婦」の方々、7名に対して基金の謝罪と償いの事業を開始しました。午後2時よりプラザ・ホテルにおいて、「金田君子」（仮名）さん他6名の方々に対して、基金を代表する金平輝子理事（前東京都副知事）より、日本国総理大臣の「お詫びの手紙」、基金理事長の手紙、日本国民のメッセージをお渡した次第です。のこり1名の方にはご自宅を訪問してお渡しました。7名の方々のお名前は公表されません。ホテルでの席には基金より高崎宗司運営審議会委員長、野中邦子同委員、中嶋滋同委員、事務局員2名が同席しました。なお「償い金」と医療福祉援助事業のお届け、実施は別個に行われます。

「金田君子」さんから基金理事長に対して基金の事業をうけとめたいとの手紙が届いたのは昨年12月16のことでした。つづいて他の6名の方々からも同趣旨の手紙が12月24日に届きました。基金としては、韓国の関連団体が基金に反対する姿勢を引き続きとっており、基金の事業への援助がえられないという状況が続いていることを深刻に考えてまいりました。しかしながら、われわれはまたフィリピンでの事業開始後の半年のうちに基金の事業を受けとめられた9名中2名の方がすでに亡くなられたという事実に焦慮を深くしておりました。そこで韓国においても高齢の被害者が基金事業の受けとめのご意思を表されたことに対して、一日も早く事業の実施を行うべきであると判断したのであります。そのための方策をさまざまに求めた結果、本日緊急暫定的な形ではありますが、事業開始にいたったものです。

本日アジア女性基金の事業を受け入れられた7名の方々は、かつて日本軍の要請等により設置された慰安所で「慰安婦」にさせられ、連れがたい苦しみを経験され、戰後45年間無視と沈黙の歳月の中に生きられ、過去5年間は日本の行為を告発し、謝罪と補償を求めてこられた方々です。その方が日本国総理の手紙と基金理事長の手紙を受け取って下さったことは、この間の日本政府と国民の認識と反省、お詫びと償いの意思を不十分ではあれ評価できるものと認めて下さったものと思っております。苦しみを受けられたハルモニたちの登場と告発があったればこそ、私たちは過去について目をひらかれて、ここまで変化することができたのであります。基金としては「従軍慰安婦」問題について、お詫びと償いが必要であるとの考えがますます国民全体のものになるように努力するとともに、あらたな資料を発掘し、眞実を解明するために事業を展開してまいります。

私たちは「従軍慰安婦」にされた韓国の被害者の方々、関係団体のみ

なさま、韓国国民がこのたびの基金事業開始にこめられた日本政府と
国民の気持ちを理解してくださるように切にお願い申し上げます。そ
してこれを機会に韓国での基金の事業実施が円滑に行える環境がと
とのえられることを希望しています。過去に対する責任と反省、謝罪
と償いの精神が日韓両国民の信頼と協力の関係の構築に不可欠であ
ります。「従軍慰安婦」問題に対する基金のとりくみはそのための一
歩であると私たちは確信しております。

1997年1月11日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金訪韓団
団長 金平 蝶子

(プレス・リリース)

比における医療・福祉支援事業実施についての
比社会福祉開発省との合意について

平成9年1月15日
アジア女性基金

今般、アジア女性基金（以下「基金」）及び比社会福祉開発省は、比の元慰安婦の方々を対象に下記の医療・福祉支援事業を実施するための覚書に署名した。

事業の内容は以下の通り。

- (1) 実施機関：比社会福祉開発省
- (2) 期間：5年間
- (3) 事業内容
 - (イ) 元慰安婦の方々の現状及びニーズの調査に基づき個別事業計画を策定
 - (ロ) 個別計画に基づき以下のような事業を実施
 - (a) 財・サービスの提供（食料品、衣料品、住宅改善、医薬品、治療、介護、車椅子等補助器具購入等）
 - (b) カウンセリング
 - (c) 一人暮らしの元慰安婦への手当て
- (4) 事業規模：1人当たり120万円（初年度91万円）
- (5) 事業実施状況の監視及び評価

(了)

MOU with the Department of Social Welfare and Development of the Philippines on the Implementation of Medical and Welfare Assistance Programs in the Philippines.

The Asian Women's Fund and the Department of Social Welfare and Development of the Philippines have reached an agreement to implement the following medical and welfare assistance programs for former "comfort women" in the Philippines. The programs will start soon after the signing of the MOU.

I. Implementing Agency: Department of Social Welfare and Development, Philippines.

II. Duration: Five (5) years

III. Content of the Programs:

1. To formulate individual assistance programs based on the study of the situation and needs of the former "comfort women."
2. To provide following assistance in accordance with individual assistance programs:
 - a. goods and services such as food, clothing, improvement of housing, medicines, medical treatment, care-taking, purchase of wheel-chairs and other auxiliary equipment, etc.
 - b. counseling
 - c. residential care facility for former "comfort women" who have no families

IV. Size of the Programs: ¥1.2 M per person including ¥910,000 for the first year

V. Monitoring and evaluation of the implementation of the assistance programs will be undertaken.

Opening Statement
by Ms. Makiko Arima, Vice President of the Asian Women's Fund
on the Occasion of the Signing of the Memorandum of Understanding
between the Department of Social Welfare and Development
and the Asian Women's Fund
at 10:30 a.m. on July 15, 1997
at the Office of the Secretary, DSWD, Quezon City

The Honorable Secretary Lina B. Laigo.

Distinguished Guests.

Ladies and Gentlemen.

It is a great pleasure that I have now signed with the Honorable Secretary the Memorandum of Understanding between the Department of Social Welfare and Development and the Asian Women's Fund on the implementation of medical and welfare assistance programs for former "wartime comfort women." The gist of the programs enumerated in the Memorandum of Understanding appears in the press release.

The signing has been made possible, all thank to the sincere dedication and cooperation of the DSWD and other agencies of the Philippine government for the interest of improved well-being of the "Lolas." On behalf of the Asian Women's Fund, I wish to take this opportunity to express our profound appreciation.

Now that the Department of Social Welfare and Development is going to undertake the implementation of the programs, we will ensure that goods and services in medical and welfare areas be delivered to the "Lolas" in a way befitting their living situations and sentiment.

In view of the fact that the "Lolas" are getting older, the Asian Women's Fund should expedite the implementation of its programs so that we can, in a small way, contribute to the peacefulness of their lives.

Today's signing of the Memorandum of Understanding has set in place the mechanism of Asian Women's Fund assistance programs for the "Lolas."

I thank the government and the people of the Philippines for the understanding and cooperation towards the Asian Women's Fund programs.

1996年度女性の人権に関わる今日的問題への自立活動・支援

助成金申請事業名

- 1) 犯罪被害者支援
(犯罪被害者に対する精神的支援の全国的展開への準備事業)
- 2) 性的虐待に関するパンフレット作成
- 3) ケア・サポート事業
(女性 HIV 感染者、AIDS 患者への自立支援ケア・サポート事業)
- 4) ピア・カウンセリング・リーダー養成講座
(障がいを持つ人の自立支援事業)
- 5) 働く男性啓蒙活動
(女性も男性も働きやすい社会を目指して)
- 6) 國際的人身売買に関する調査研究
(女性の性的搾取を目的としたトラフィッキングに関する調査研究)
- 7) フィリピンにおける情報提供プログラム
- 8) 性的被害者に対する生活・健康相談
- 9) HIV 女性感染者のためのシェルター運営事業
- 10) 韓国における性的被害者に対する自立支援事業
- 11) 韓国における女性の自立のための啓発事業

第4回「慰安婦」関係資料委員会

議事録（案）

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

I. 開催日時・場所

平成9年1月17日（金） 18:00～20:40

基金事務局

II. 出席者

高崎委員長、饗庭委員、浅野委員、倉沢委員、高橋委員、橋本委員、秦委員、波多野委員、和田委員、

外政審議室 門司審議官、鈴木事務官、浜田事務官

外務省アジア局 山崎主席事務官、森川事務官、

事務局 多賀業務第一部長、松田業務第二部長、原田事務局員、間仲事務局員

III. 議事次第

《報告》

1. 議事録確認

(1) 第3回委員会議事録が提出され、以下の点を外政審議室に確認することで了承された。

①議事録（案）2-(4) 「計画、予算案の理事会提出、承認」

→理事会通過の交付要項であれば、理事長の承認のみでよいのではないか。

2. 作成物進行状況

(1) 目録

①ほぼ完成。体裁等今後検討していく。

(2) 復刻版

①複写を進行中。

②巻頭言、英語翻訳等については、後藤委員、和田委員で相談の上、決定する。

(3) 年表

①6年間の新聞記事より、80%完成。

②委員の方より意見等送付していただき、補充していく。

③外務省より新聞切り抜き等収集する。

《審議》

1. ハッキリ会からの要請

(1) 「従軍慰安婦 110番」の実施について

※92年3日間実施。約300件の情報が寄せられた。

①実施する際には、聞き取る側に専門的な知識が必要になる。具体的な案、現実可能な案を出してから検討する。

②電話ではなく、手記等を大きく募集してはどうか。

→基金のニュースで募集する。

(2) 厚生省資料の公開要求について

韓国が絡んでくることもあり、態度が硬化しているので、いかに公開してもらえるか外政審議室、ア地政に可能性を聞いてもらい、その後検討する。

(3) ハッキリ会のメンバーの委員参加について

- ① 1NGOだけを参加させるのは問題ではないか。
→理事会の合意が必要。
- ② 現委員は、それぞれ個人として参加しているので団体としての参加は断るべき。
→今回の要請については、保留することになった。

2. 調査研究事業

(1) 基本的考え方について

成果資料、報告書の提出について、添付資料『「慰安婦」関係資料委員会調査研究について』のように加筆修正された。

(2) 委託事業経費について

出張調査の場合、委員手当は支給されない。

→外政審議室に確認する。

(3) 波多野、浅野実施案について

外政審議室、基金で調整の上、理事長決裁を得る。

3. 聞き書き調査について

(1) フィリピン

① 現地支援団体、リラ・ビリビーナと相談した結果、5月の連休位で作業を進める。

② 内容

ア. 受け取られた方々の聞き取り。

イ. レイテ、サベラ、ダバオ等歴史的価値の高い場所をビデオ、写真等で残す。

ウ. 当時慰安所があった付近の方々の証言収集。

③ 注意事項

日程等決定した際には、基金より政府側にも報告する。

→相手国政府に報告するため。

(2) 韓国

① 田杵氏等に協力をお願いし、受け取られた7人の方々に対して、早急にお話をうかがう。

② そのイン터ビューをもとに周りの資料から裏付け作業を進める。

4. その他

(1) 波多野委員「金原日誌」予備調査報告

① 日誌原本と摘録7点について合致しない点が見つかった。

② 日誌は全てコピーをし、摘録については、適宜コピーをする。

③ 「金原日誌」調査の延長として「大塙日記」(S18.9~S20初)についても同様な作業をする。

(2) 我部委員にできるだけ早く調査案を提出してもらうよう事務局より連絡する。

(3) 次回委員会について

平成9年3月28日(金) 18:00~

調査研究実施要領

- 1、調査研究員 浅野豊美東京大学博士課程
- 2、調査研究テーマ 慰安婦一般に関する資料調査研究（米国ワシントン、ナショナルアーカイブでの台湾関係の慰安婦の資料）
- 3、委託研究の目的
日本の極東書店で既にマイクロフィルムとして販売されている國務省文書以外の米国政府機関文書は、台湾に関連した終戦前後の文書を発掘できる可能性がある。
米国が接收した台湾総督府関連資料の中に、慰安婦関係の資料が発見できる可能性がある。
- 4、委託研究の内容
・ナショナルアーカイブにて、慰安婦に関連する文書の発掘につとめる
・米国議会図書館に未整理文書として保管されたままになっている台湾総督府の行政文書も合わせて調査する。
- 5、実施時期
1997年3月1日から3月31日まで
- 6、経費 1,200,000円
- 7、委託研究の実施方法
本調査実施にあたっては、理事長（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）とは緊密な連絡をとりながら円滑かつ効果的に実施する。
- 8、調査研究結果報告の提出
収集した資料及び報告書をアジア女性基金に提出する義務を負う。他に発表する際は、アジア女性基金と協議し、アジア女性基金から許可を得る。
- 9、委託研究の監督及び検査
本調査研究の適正な履行を確保するための立ち会い指示その他の監督及び作業完了の確認等は、次職員が行う。
監督職員 高崎宗司「慰安婦」関係資料委員会委員長
検査職員 多賀克己第一業務部長
- 10、その他
(1) 乙は、調査研究完了後は、甲に速やかにその旨を完了報告書により報告する。
(2) 乙は、帳簿を備え、本調査研究に係わる支出の金額について、その遂行状況及びその他必要と認める事項について、乙に対し実地調査し、またはその報告を求めることができる。
(3) 乙は、研究結果報告書を甲に提出する。

調査研究実施要領

1、調査研究員 波多野澄雄筑波大学教授

2、調査研究テーマ

陸軍の衛生業務に関する金原節三資料および大塚文郎資料の調査研究

金原節三（昭和16年11月－18年9月／陸軍省医務局医事課長）

大塚文郎（昭和18年9月－20年11月／同上）

3、委託研究の目的

慰安婦問題に関する政府調査の際には、防衛研究所に所蔵する金原氏資料は「日誌摘録」のみであったため、「日誌原本」および関連資料は対象外であった。また、大塚氏の日誌は個人委託資料のため調査の対象外からはずされた。したがって、これらの原本日誌・資料類を調査する必要がある。

4、委託研究の内容

- 1) 政府発表資料に基づいて金原氏資料のうち「日誌原本」と「日誌摘録」とを照合し、併せて関連資料を調査する。
- 2) 大塚日誌を調査する。ただし遺族の了解が必要である。
- 3) 金原氏資料のうち「日誌原本」を複製で入手し、分析検討する。大塚氏資料の日誌についても同様である。

5、実施時期 2月23日から3月31日

6、経費 600,000円

7、委託研究の実施方法

本調査実施にあたっては、理事長（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）とは緊密な連絡をとりながら円滑かつ効果的に実施する。

8、調査研究結果報告の提出

収集した資料及び報告書をアジア女性基金に提出する義務を負う。他に発表する際は、アジア女性基金と協議し、アジア女性基金から許可を得る。

9、委託研究の監督及び検査

本調査研究の適正な履行を確保するための立ち会い指示その他の監督及び作業完了の確認等は、次職員が行う。

監督職員 高崎宗司「慰安婦」関係資料委員会委員長

検査職員 多賀克己第一業務部長

10、その他

- (1) 乙は、調査研究完了後は、甲に速やかにその旨を完了報告書により報告する。
- (2) 乙は、帳簿を備え、本調査研究に係わる支出の金額について、その遂行状況及びその他必要と認める事項について、乙に対し実地調査し、またはその報告を求めることができる。
- (3) 乙は、研究結果報告書を甲に提出する。

広報・啓発ビデオの制作について

1997年2月12日

運営審議会委員

橋本ヒロ子 中嶋滋

2月4日の運営審議会の合意にもとづいて、元「従軍慰安婦」の聞き取り等について、
2月10日討議した。（政府から外政室東審議官同席）
その結果、以下のとおり、まとめた。

証言事実をはじめ現場や周辺の取材を行い、あわせて「慰安婦」問題・女性尊厳事業への理解をうながすため、総合的な方法として「広報・啓発ビデオ」制作を実施する。

「慰安婦」にされた方々は高齢であり、フィリピン、韓国でも亡くなっているので、その生きた証言、また関係する現場や周辺の取材を行うことは急がれる。

基金の事業活動を広報し、理解を深める「広報・啓発ビデオ」の制作は有用であると考える。

(1) 制作は委託

ビデオとしての制作は制作会社に委託する。

基金の事業、制作目的・趣旨にしたがい、取材協力等について、必要に応じて関係者と協議しつつ進める。その際、プライバシー等の問題について充分、配慮し、取材相手等の意向を尊重する。具体化については、広報小委員会で執り行う。

(2) 取材等の方法

①既存のニュースビデオテープの収集

②基金事業を受け止めた人（フィリピン、韓国）の同意によるインタビュー取材

③現地、現場における取材

④その他

(3) 本年度実施

本年度に一部制作を実施することとし、(2)の取材等の方法について協力者、制作会社と協議しつつ進める。

(4) 所要経費

本年度3月までの第1期分として、約1000万円

募金協力を呼びかける新聞広告出稿について

1997年2月12日

広報小委員会

中嶋滋委員長 有馬真喜子副理事長

(案)

全国（中央）紙等に、「慰安婦」償いの気持ちを表わす募金協力を訴える広告を出稿することとしたい。韓国、台湾等の新聞について、慎重に出稿を検討する。

○広告内容

年度の終わりにあたって、これまでの「償い事業」の実施状況等を報告し、さらに基金活動への理解を求め募金への協力を訴える。

○掲載予定

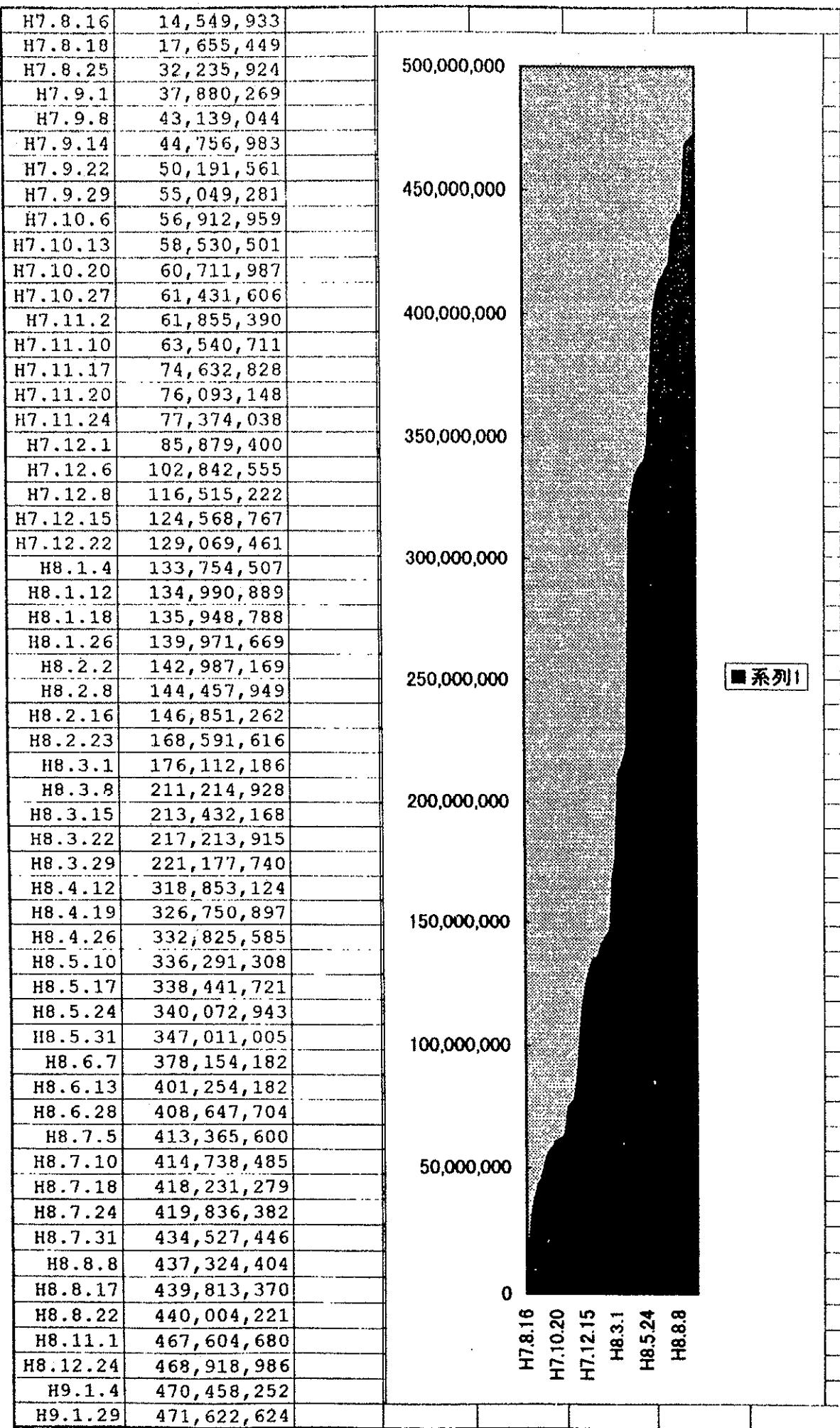
3月中旬

○媒体予定

朝日、読売、毎日など

○所要経費

約5000万円を予定



フィリピンにおける医療福祉支援事業の実施にあたり、実施を担当する社会福祉開発省、マナハン次官以下・担当関係者との間で、具体的な手順（ガイド・ライン）の同意を得るため、2月5—7日訪比した。マナハン次官との面会には、大使館から藤村一等書記官、崎村事務官、外務省アジア地域政策課から森川事務官、アジア女性基金から松田業務第二部長が出張した。先方からは、マラレ次官補、及びフェルミン局長が同席。

- 1) アジア女性基金と比政府との間で1月15日、医療・福祉支援事業に関する覚え書きに署名したが、具体的には今回合意したガイドラインにそって、社会福祉開発省のソーシャルワーカーが元「慰安婦」の女性たちの必要に応じて財・サービスを提供する。
- 2) ガイドラインは、日本側からの修正及び確認がそのまま、一個所の補足を除いて、承認された。（P. 4, f. Initiates and continue dialoging）
- 3) ガイドラインの主な内容は以下の通りである：
 - a) 医療・福祉支援事業は、元「慰安婦」と認定されたと同時に提供され、期間は5年間とする。地域のソーシャルワーカーが元「慰安婦」の家庭を訪問して、家族とも相談の上、身体的あるいは生活上の改善、あるいはリハビリ計画を立てる。必要に応じて、専門家の意見も聞きながら計画を修正、あるいは見直す。
 - b) 財・サービスの中味は出来るだけ柔軟に考え、相手の要求に答える方向で対応する。
 - c) 医療・福祉支援事業は、存命中の元「慰安婦」への提供に限られ、残余の金額を遺族が受け継ぐことは出来ない。
 - d) 社会福祉開発省では、担当のソーシャルワーカー2名と事務員1名を新たに採用する。
- 4) 現在、認定済みで存命中の7人の元「慰安婦」の女性たちへの医療・福祉支援事業実施の具体的な方法についての説明会を社会福祉開発省は、2月21日(金)に開催する予定である。
- 5) フィリピンで設置した基金の電話への問い合わせは、今年に入ってからはない。
- 6) 現在、申請手続きのための資料請求が、80件、その内、申請書類を基金へ提出あるいは、送付したのは、認定された人9名を含めて45件である。

見解（案）

1997年2月4日

運営審議会提出

昨年秋より中学校教科書における新たな記述に関連して「従軍慰安婦」問題が各方面でさかんに議論されるようになりました。國民がこの問題に関心をもち、真剣に議論することは私たちの歓迎するところです。しかし、政府とともに、「従軍慰安婦」にされた方々に対するお詫びと償いのために活動している「女性のためのアジア平和國民基金」として、問題を感じざるえない意見も一部に存在します。ここに本基金の見解をまとめ、みなさまのご参考に供したいと存じます。

過去の戦争の時代に対する正しい認識をもつことは、こんにちアジアの近隣諸国の人々との心のかよう友好協力関係を発展させるために、きわめて重要です。1972年の日中共同声明において、「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中國國民に重大な損害を与えたことについての責任を感じ、深く反省する」との表明がなされました。その後も歴代政府は努力を重ねました。1995年、戦後50年にあたり、国会は衆議院において、6月9日決議を採択し、わが国が植民地支配と侵略的行為によって「アジアの隣国に苦痛を与えたことに対して反省の誠を捧げる」ことを表明しました。つづいて村山内閣総理大臣が8月15日に首相談話を発表し、わが国が「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たことを認め、反省とお詫びの気持ちを表明しました。

いわゆる「従軍慰安婦」問題は中国に対する戦争の過程で発生した問題です。日本軍が戦火を満州から全中国に拡大するにつれて、占領地で日本軍兵士による中国人婦女子に対する強姦が頻発しました。これは陸軍刑法にてらしても、一般刑法にてらしてもまぎれもない犯罪であり、その罪を犯した兵士は軍法会議で厳罰に処されることが法です。日中戦争開始後昭和14年末までに軍法会議において処刑された者の中には強姦致死傷をはたらいた者732人が数えられます。しかし、罰されたのは一部であったと考えられます。事態を憂慮した派遣軍司令部では「性的慰安の設備を整え」、事件の発生を防ごうとしました。ここにおいて軍の要請のもとに慰安所が大々的に設置されるにいたったのです。この慰安所が民間人の業者によって設置されたとしても、これが戦争遂行のために必要な設備として軍の要請によって設置されたのであれば、この慰安所の存在に対して日本国家と日本軍は道義的責任を免れません。

一部では、慰安所に女性たちを集めるために、國家機関の直接的強

制力が加えられたかどうかがもっぱら問題とされており、官憲による強制が立証されなければ問題はなかったかのごとき主張がなされています。しかし、これは当をえません。官憲による直接的強制を立証する文書資料がいまだ発見されていないのはたしかです。そして朝鮮半島から集められた女性たちの申し立てで圧倒的に多いのは、甘言をもって欺かれて、集められたという証言です。その場合、しばしば甘言をもって欺いたのは民間の業者であったと考えられます。しかし、そのような業者の活動が軍や官憲の便宜提供のもとにおこなわれ、欺かれた女性たちが軍の統制下にある施設において性的奉仕を強いられたのなら、国と軍はそのことに対する道義的責任を免れません。東南アジア諸国、とりわけフィリピンの場合は、証言が指摘するところでは、慰安所に集められる現地女性には直接的な強制手段が用いられました。

ところで、このような慰安所を設置したのは日本だけではなく、第二次大戦中ドイツ軍においても慰安所がもうけられていたということを指摘し、日本だけがこの問題で非難を受けることは不当だとする意見が存在します。しかし、ナチス・ドイツの軍隊がそうしているからといって、旧日本軍もそうしてよいということにはならないでしょう。旧日本軍の行為はそのものとして検討され、判断されるべきです。もしもそれが反省すべきことだとすれば、ドイツ人に先がけて日本人が反省を表明することはむしろ人類共同体に対する積極的な貢献になると思われます。

日本政府は、韓国の元「従軍慰安婦」たちの批判を受け、1992年7月6日と93年8月4日に「従軍慰安婦」問題調査結果を発表しました。軍閥とのもとに設置された慰安所に集められ、心身にわたり瘡しがたい傷を負った女性たちが存在するという事実が認定されました。その事実認識にもとづき、歴代政府の取り組みに立脚して、昨年8月、橋本内閣総理大臣の「おわびの手紙」が発されたのです。

「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名譽と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本國の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり瘡しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃れるわけにはまいりません。わが国としては、道義的責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しく後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名譽と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」

この総理の手紙に示された精神は、この間の努力の積み重ねの上

に最終的にかたちをあたえられたものであり、政府と基金の共同の精神であって、全国民のものとなるべき見方です。歴史教育もこの精神にそって考えられていくことが望されます。この態度は被害を受けたアジア諸国民に対して全世界の注目の中で日本国が約束した一線であり、これから後退することはありえないのです。

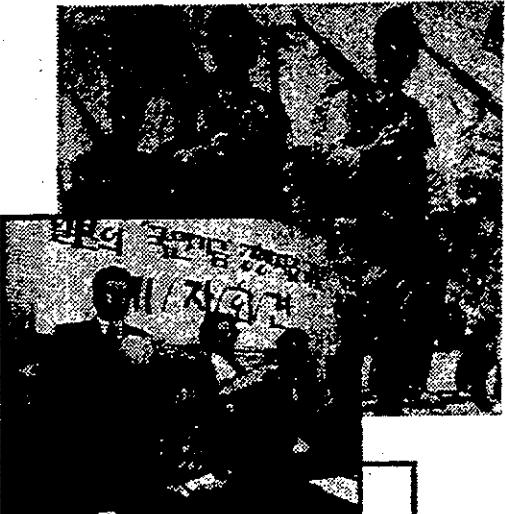
女性のためのアジア平和国民基金

「元慰安婦に償い金を手渡す」の記

これはどうしたことか。個人の選択で償い金を受けとるこ

高崎宗司たかさきそうじ
(津田塾大学教授)

抗戦声明を発表する元慰安婦の支援団体



一月十一日、歎息のソウル中心部にある

プラザホテルの会議室で、「女性のためのアジア平和国民基金」(以下、「アジア女性基金」あるいは「基金」とする)訪韓団団

長の金平輝子理事から金田君子(仮名)さんら、かつて「慰安婦」とされた方々七人へ、橋本龍太郎総理の「お詫びの手紙」、原文兵衛アジア女性基金理事長の手紙、日本国民から寄せられたメッセージ、「償い金」と医療福祉事業の目録などが伝達された。野中邦子運営委員会副委員長が司会を務め、中島滋同委員、同委員長である私が同席した。

一方、こうした流れに反発する人々の間では、「反韓感情」と呼ばれるようなものが高まつていった。「慰安婦」制度は必要悪であった。日本軍は悪くなかった。補償は済んでいる、というような主張が続出したのである(拙著『反日感情』——韓国・朝鮮人と日本人 講談社新書、参照)。

当初の日本政府の立場は、この問題への日本軍の関与を認めず、法的には一九六五年に締結された「日韓請求権及び経済協力協定」等で決着しているというものであつた。しかし、一九九二年一月に歴史学者の吉見義明氏が、慰安所の設置や「慰安婦」の統制に日本軍が関わっていたことを示す資料が存在することを『朝日新聞』に発表すると、日本政府はようやく「軍の関与」を認めるようになった。こうした政府の態度が多くの人々に不信感を募らせたことは否めない。

同月に訪韓した宮澤首相は、「お詫びと反省の気持ち」を表明し、「事実関係については誠心誠意取り組む」ことを明らかに

「元慰安婦に償い金を手渡す」の記

椅子に腰掛けた元「慰安婦」の方々の姿を眺めながら、私はある感慨にとらわれていた。

いわゆる「従軍慰安婦」問題が日本や韓国で大きな関心を集めようになつたのは一九九〇年の夏のことであった。戦時中の朝鮮人強制連行問題とともに「慰安婦」問題に対する調査もすべきではないか、という声が国会であがつたとき、政府委員が、民間業者が連れて歩いたものだから調査はできかねる、と答弁した。そして、それがしたが、補償については「訴訟の行方を見守る」と述べるにどまつた。

その後、内外の世論の高まりもあり、一九九三年七月、日本政府は元「慰安婦」の方々から聞き取り調査を行つた。こうして、翌月に「その募集、移送、管理等も、甘苦、強圧による等、絶じて本人たちの意思に反して行われた」という河野官房長官談話を発表するに至つたのである。

一九九四年六月、社会党の村山富市を首班とする連立内閣が成立した。サハリン残留韓国人の帰還問題で活躍した五十嵐官房長官(社会党)のもとで、八月に「補償にかかる措置」として国民基金構想が発表された。あたかも、敗戦五十周年を前にして「植民地支配と戦争を反省する国会決議」(いわゆる「五十年決議」)を求める運動が広がり、社会党等の「決議」を実現しようとする動きも始ましたが、それに反対する、自民党や新進党の議員有志の動きも激しかった。

基金構想は、こうした歎しいせめぎあいの中での苦心の選択であつたと言えよう。

ところで、補償を実現するには、裁判で勝訴する方法、韓国政府が日本政府に補償をするように迫る方法、日本政府に補償を作らせる方法などが考えられよう。しかし、裁判で判決が出るまでには相当の年月がかかることが予想されるし、韓国の金沢三大統領は早々と「日韓条約で戦後処理は解決済みであり、日本に物質的補償は求めない」と宣言してしまった(『朝日新聞』一九九三年三月十四日付け)。補償法の制定が困難な政治状況であることから、社会党内ですら、その現実性に疑問を投げかける声があつた。ハルモニ(朝鮮語で「おばあさん」のこと)たちが生きているうちに、たゞわざかではあれ償いの気持ちを届け

韓国で報道されたため、それに反発した元「慰安婦」の金孝順さんが名乗り出た。かくて「慰安婦」が存在したということすらも知らなかつた人々や、文献を通してしか知らない人々が、生き証人の出現に衝撃を受けた。

その後、金孝順さんや金田君子さんは、「人道に対する罪」などを理由に、日本政府を相手取つて裁判に訴え、謝罪と補償を要求した。支援団体が日本や韓国で結成され、補償要求を支持する声は、「慰安婦」とされた女性たちの出身地である台湾、フィリピン、インドネシア、中国など、国民党が「慰安婦」問題に対する「道義的責任」を認めたからであった。ところで、補償を実現するには、裁判で勝訴する方法、韓国政府が日本政府に補償をするように迫る方法、日本政府に補償を作らせる方法などが考えられよう。しかし、裁判で判決が出るまでには相当の年月がかかることが予想されるし、韓国の金沢三大統領は早々と「日韓条約で戦後処理は解決済みであり、日本に物質的補償は求めない」と宣言してしまった(『朝日新聞』一九九三年三月十四日付け)。補償法の制定が困難な政治状況であることから、社会党内ですら、その現実性に疑問を投げかける声があつた。ハルモニ(朝鮮語で「おばあさん」のこと)たちが生きているうちに、たゞわざかではあれ償いの気持ちを届け

ようどすれば、アジア女性基金は、今の日
本の政治的現実の中でできる限りの選
択だろうと判断せざるえない。

しかし、韓国挺身隊問題対策協議会(以
下、挺対協)、太平洋戦争犠牲者遺族会
(以下、遺族会)等韓国の支援団体(後には
これに新しく結成された「強制運行された日
本軍『慰安婦』問題解決のための市民連帯」
以下、「市民連帯」が加わる)や日本の支
援団体は、基金は國家の責任回避の隠れ表
だとして「つぶせ、国民基金」を呼び、あ
くまでも日本国家による補償を求めてい
た。それに対して基金側は、さまざまな機
会を捉えて基金への理解を訴えてきた。
設立一周年を前にして、基金は事業の実
施を一九九六年八月から開始するという目
標を立てた。七十五歳前後になる被害者は
次々と亡くなっていた。拠金をしてくれた
人の中から、「一日も早く償い金を届けて
ほしい。いつまでぐずぐずしているのだ」
という声も上がり始めていた。

基金の代表団は、「国民からの償い金二
百万円をお届けし、政府がアジア女性基金
を通して行う一人あたり三百万円規模の医
療福祉事業を五年間で実施したい」という
はプライバシーを守りたい、というハルモニ
たち自身の希望を尊重して非公開とする
ことにした。また、韓国状況を鑑定し
て、駐韓大使の出席を要請しなかった。
ホテルまで来てくださったハルモニは五
一、他の二人の方は事情があつて来られな
かつた。あらかじめ盛装してきた人もいた
し、ホテルに到着後、チマ・チヨゴリに着
替えて式に臨んだ人もいた。

金平さんが基金を代表して次のように挨
拶した。

「私はこうして皆さん方にお会いしてご挨
拶していますと、どのようにお詫びの言葉
やお金の支払いをいたしましても、この問
題の犠牲になられた皆さまの苦しみを償え
るものではないと思います」

金平さんは涙声になつた。あるハルモニ

は、「元慰安婦に償い金を手渡す」の記
述だとして、「裁判を続ければ、基金の
償い金などは受け取りたくない」と明確に
言ったハルモニもいたが、その他のハルモ
ニは、「医療福祉事業がもう少し当事者の
意思に沿って行われるよう工夫してほし
い」と要望した。

訪韓して改めて確認した韓国政府の立場
は、一方で「金額的な補償は求めない」と
言いながら、もう一方では、「韓国内の被
害者団体や支援団体の理解を得てから基金
の事業を実施してほしい」というものであ
った(筆者に対する外務部当局者の言葉)。
挺対協が「二百年かかっても、日本国家に
よりる補償を勝ち取る」と公言していたから
である。

帰國後、私たちは、外務省のアジア地域
政策課や総理府の外政審議室などと話し合
い、ハルモニたちの意思に沿えるよう、そ
の条件を整備しようとしたが、思うように
ははかどらなかつた。

そうしたとき(昨年十二月)、金田さん
たち七人のハルモニたちから、「生きてい
もすすり泣きになつた。

「お体のことはもちろんのことですが、心
に刻まれました深い傷を、台無しにされた
人生を、私どもが今日、代わることは、
決してできないと思います。女性として、
人間として、もっとも大事なもの、自らの
尊厳そして誇りを傷つけられ、また、一家
族や家庭を奪いとられた皆さまの深い痛
恨に対して、せめて私たちができることは
何かと、何回も何回も問いかねながら、アジア
女性基金では一所懸命に討議してまいりま
した。私たちは、今後も、医療福祉事業に
誠意をもってとりくんでいきたいと思って
おります。(中略) アジア女性基金を通じ
て、多くの日本人の人々が、皆さまに本当の
謝罪と償いの気持ちを届けてください、と
心を寄せております。この日本の心ある

非公開の伝達式

伝達式は一月十一日午後二時からソウル
のプラザホテル会議室で行われた。昨年八
月にフィリピンで伝達式が行われたときに
は報道関係者にも公開し、駐比大使が出席
して基業の手紙を伝達した。しかし、今回
も通じたようだ。

ハルモニたちが力のこもった拍手をしてくれたからであ
る。

そして、橋本総理の「お詫びの手紙」が
金平さんからハルモニ一人ひとりに手渡さ
れ、日本語で、ついで朝鮮語で読み上げら
れた。あるハルモニは突然、泣き崩れた。
韓国の新聞「京都市新聞」(十三日付け)
が社説で、「橋本総理が『個人的』とい
う」と書いたのは事実誤認である。手紙
は「内閣総理大臣 橋本龍太郎」の名で書

基金の決定をもって、八月初旬に韓国を訪
問した。挺対協は私たちとの面会を拒否し
たが、十余人のハルモニが私たちの説明を
聞いてくれた。「裁判を続ければ、基金の
償い金などは受け取りたくない」と明確に
言つたハルモニもいたが、その他のハルモ
ニは、「医療福祉事業がもう少し当事者の
意思に沿って行われるよう工夫してほし
い」と要望した。

うちに償い金等を受け取りたい」という
想官の手紙が基金の原文兵衛理事長宛てに
届いた。韓国では被害者の一人、文玉珠さ
んが亡くなり、フィリピンでは償い金を受
け取つた九人のうちの二人が死亡したばかり
であった。金田さんたちもすでに高齢
(七十五歳前後)である。加えて、その直
前に日本の裁判支援団会で償い金受け取り
がついていたという。挺対協や韓国政府
の意向を尊重されだが、基金は、当事者の
意向を尊重して早期に償い金等をお届けす
ることにした。

昭和初年度美術工芸展
書画鑑賞等 ●お電話どう
電話(03)3386-10546

写樂堂

市美術館 国立近代美術館
筑、京都会館...京都の文
化センターがこの開館公園
桜の花がよくらみ始めた
確水へりを放策として、春の文
気分を先取りしません。



中まんの都

京都ホテル

〒604 京都市中京区河原町御池

075-211-5111

「元慰安婦に償い金を手渡す」の記



NAXOS

MIDEM CLASSICAL AWARDS

レーベルオブザイヤー

「今後償い金支給は難しくなるかも知れない。帰国して対策を相談したい」(帰国後、電話による追加取材があつたとき、「基金の事業を受けとめたい」という方がいれば、その気持ちに応えられるようにした)夜の十時ころ、「朝鮮日報」を入手し、「日本」「慰安婦慰労金」支給強行、民間団体を通じて七人に二百万円(ママ)、韓日外交摩擦」と題された記事を読んだ。ハルモニたちの希望に沿って、基金は名を伏せていた(東京での記者会見やソウルで出した「お知らせ」でも、金田さんのみ、坂名で明らかにした)にもかかわらず、一人のハルモニの名を本名で報道していたことに驚きを禁じ得なかつた。

長い一日を終えて、深夜の一時、私たち語つてくれたが、今ここでは紹介できない。公開することでハルモニたちに思われ迷惑がかかるなどとも限らないからである。後で、新聞記者がハルモニたちに取材した記事を紹介することで、ハルモニたちの心境の一端を読み取っていただけるものと思う。伝達式は三時に終わった。それからしばらくして、金平さんと野中さんは、ホテルに来られなかつた二人を自宅に訪ねるために出発した。

かれている。

ついで、原理事長の手紙と、奨金者の思いをまとめて朝鮮語訳した小冊子が、これも一人ひとりに手渡された。原理事長の手紙が朝鮮語で代読された。さらに、償い金と医療福祉事業の目録が手渡された。

最後に、ハルモニたちが「もう心境を語つてくれたが、今ここでは紹介できない。公開することでハルモニたちに思われ迷惑がかかるなどとも限らないからである。後で、新聞記者がハルモニたちに取材した記事を紹介することで、ハルモニたちの心境の一端を読み取っていただけるものと思う。伝達式は三時に終わった。それからしばらくして、金平さんと野中さんは、ホテルに来られなかつた二人を自宅に訪ねるために出発した。

歪曲された「償いの気持ち」

私たちは伝達式の後の記者会見をソウルでは行わず、東京で行うことにして決めていた。しかし、現地で記者会見をしなければ、「こそぞと伝達した」という批判がおこることが予想された。そこで私たち

は、「お知らせ」を作成し、このよな形で行なうことを尋ねた。事情を簡単にまとめ、新聞社などにFAXで送った。そして、私がプラザホテルにいることも伝えて、記者の取材があれば対応することにした。

しばらくして、韓国外務部が発表した「スポーツマン声明」が伝えられた。「日本政府が直接に補償しないのではなくして、韓国外務部が派遣し、日本政府はソウルに派遣し、一月十一日、軍隊慰安婦被害者五人に二百万円を支給し(ママ)、橋本總理名義の書簡を伝達したことが明らかになった。(中略)今回、日本の「基金」側が問題の深刻さを認識せず、韓国政府および大多数の被害者の要求に背を向け、一時金支給などを強行したことは、まことに遺憾であると考える」などというものだった。

「大多数の被害者の要求に背を向け」というが、百六十人余りの名乗り出している被害者の中で、目に見える形(例えば「声明」への署名)で基金に反対していた人は約四十人である(その中には今回、償い金等を受け取った方も入っている)。また、大多数が反対していたとして、それをもつて少數者の意見を対象して良いものであろうか。

「裁判で勝訴をめざすのも良いし、日韓間で補償条約の締結をめざすのも良いだろう。補償法の成立をめざして日本の国会議員に働きかけるのも良いことだ。しかし、仮にそれが実現したとしても、そのときにハルモニたちはこの世の人ではないだろう」(韓国外務部スポーツマンの強い遺憾の意を表明を見てどう考えるか)

は、それぞれの部署に引き揚げた。

翌十二日朝、空港に向かうタクシードラムで七時のニュースを聞いた。基金が「奇襲」だと報道していた。空港に着くと、私はすぐに新聞を買い集めた。新聞でも、「奇襲」という表現が使われていた。

「東亜日報」の一面の記事のタイトルは、「韓日『慰安婦慰労金』摩擦」だったが、四面の解説記事のタイトルは、「日本、慰労金奇襲支給……政府の選ばせの対応」となっていた。しかし、両方の記事が「被害者が慰労金等を受け取るという意思を明らかにしたので、これを伝達することにした」、「これは日本国民の『謝罪の気持ち』を表したものである」とする基金訪韓団の立場を伝えてくれたのはありがたかった。

これまで、基金の立場は無視されるかしらである。

なお、「奇襲」という言葉が使われたのは、韓国外務部が「日本政府から事前報がなかった」と述べたことが原因の一つだつた(韓国政府は後に事前通報があったことを認めた)。

「中央日報」の解説記事は激しい敵意に満ちたものだった。タイトルは「日本政府―基金側、事前脚本疑惑。一部被害者たちの生活苦を利用し、こゝそり伝達」というもので、本文には「極秘裏に伝達したという反倫理性及び『卑しさ』は、国民的反感を煽っている」「況國家的過去の犯罪を再び確認させた」と書いていた。当初に緊急したおり、非公開で伝達式を行つたことにに対する反発が強いようであった。ハルモニ

買取文庫
精銘書画・工芸
版画等
東京都中野区江古田一丁目14
電話(03)3386-1046

写楽堂

精銘書画・工芸
版画等
●お電話をう
なまけた手紙の文庫
世界の有力者著書・諸の名著など、藏書をからぬに、
「The Best Label of the Year, 1997」賞に贈りました。

NAXOSは、由来から「レーベルのアンチーゼ」として誕生し、以来、音楽を通じて、世界の文化を広く光をあたえた。その結果、「アーティストと音楽」、「音楽と文化」、「音楽と社会」など、多くのコンサートや音楽祭を開催するなどして、世界の有力者著書・諸の名著など、藏書をからぬに、「The Best Label of the Year, 1997」賞に贈りました。

日本現代美術
株式会社 アイヴィー
〒162 東京都新宿区西早稲田1丁目14-23-65
TEL 052-953-7797

たもの意識していなかったが、暮らる政
府や文部省本の賛同が得られない。出で、そ
しては上場も運営しない選択がない。

ベルモニの主体性を尊重せよ

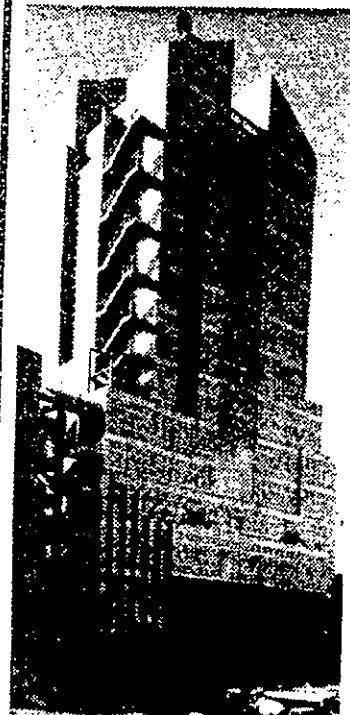
発足後にわかったいよいよ、振替会議
共通代表の一人、手賀正臣が談話の由に
「お氏の一部が基金改組は取ったといつては
さ、（ふたり）基金関係者たちの執拗な擁
護にたまきはだらぬである」（『朝鮮日報』
十二月廿六日）と述べていた。注目などいろ
既然じこと。

振替会議が、何よりの重鎮となはれ
きれないなに、当事者であるベルモニにインタ
ビュ、この次の反撃の意図を紹介してしまった。
東京では、「五百万円をもつたら、
此種の手帳を借りて引き越す計画だ」と語る
或るベルモニの言葉を記入ながら、「私は
いつ死ぬかわからない」とため息をつい
た。（中略）日本在住被害者は百六十人、
彼女らは次々に死んでいく。ところ
記事を止めさせていた（『東亜日報』十三日付
付）。また、『文化日報』（十二月七日）によ
る。

シリーズ・地震は克服できるか②

前号では、船内閣入り積層ゴムを用いた免震構法の実験と
効果を紹介したが、鉄骨構造の高層建築に対してもまた別に
有効なテクノロジーがある。それは制震壁を用いた「制震構造」
である。今回は日本で初めての本格的な制震構造ビルを中心
に取り上げ、制震とは何か、制震壁とは何かを紹介していく。

文=野口齊 撮影=大東将人



制震構造のメディアシティ（静岡）

「制震」の思想

震=こう考え方である。

「制震」という聞きなれない言葉がある。耐震構造、免
震構造という言葉は、すでに
かなり一般化して
いるが、「制震」と
聞いて、イメージが
浮かぶ人はほとんど
いないだろう。

だが、阪神大震
災以来、地震対策
が検討されているな
か、建築関係者の間
でもとも注目され
ているのが、実は「制
震」。この二つの考
えに對し、制震
は、振動に耐えるのでも、振
動を絶縁するのでもなく、新
しいテクノロジーで振動を制御

かからず、地震の原因では、「一年隔年……
(韓国) 政府あさりに冷たい、慰安婦、義
理金などに懲りて離れてきたのだ。

伊勢 源氏 著 『東京防災監視月刊』	古美術書・おも話
十一月四日、振替会議と半蔵連署は共同で、 「日本貧困は、基金」を運営する貢収工作を 開始したことによると、「国民基金」	十日間に、振替会議と半蔵連署は共同で、 「日本貧困は、基金」を運営する貢収工作を 開始したことによると、「国民基金」

を受け取った七人のベルモニたちの行動は
上手くないと評されるべきなどと
する説明を発表した。声明を手にして、私
は、ベルモニたちの主体性に対する侮蔑で
はなかろうかと思った。

十四日には、「朝鮮日報」が、震災協会は
とは基金から「慰労金（賞金のこと）」を
受け取ることによって振替会議ベルモニには
(韓国) 改めて支給する五百十萬ウォンの
生活支援基金を打ち切るよう保健福祉部に
建議したこととしたと報道した。私たち
は心配した。しかし、幸い、それは誤報で
あると振替会議が否定した（『朝鮮日報』
二十一日付）。

二十四日には、ハニミヨンによ
る「生死をさまよう『慰安婦』」、画家
・妻徳景ベルモニ、病床で連呼。『日本
の民間基金は受け取らない』としう記事

を載せた。私はソウルの現代中央病院のロ
ビーや開かれた展示会で妻徳景ベルモニが
描いた「慰安婦」を手にした絵を見た
ことがある。妻徳景ベルモニに理解して
ただく私たちの努力が足りなかつたことを
残念に感到する。

私は今後とも、基金の事業が韓國で理解
されよう、やせらまな努力をねいたいと
思えていた。

また、韓國政府や支援団体の主張に耳を
傾けながらも、被害当事者優先の原則を守
るつもりである。

基金には、これまで二十万人を越える國
民（少數ながら在日朝鮮人もいる）から五
億円近くお金が寄せられている。國民の皆

様が引き続き基金を支援していくことがわざ
お願いしたい。

女性のためのアシア平和基金

監便監督口座

東京〇〇一八〇三〇〇九一一六四



お待たせしました！「新・ローマースペクタクル」第2巻、2月7日(金)ついに発売!!





応援レターの宛先は「1910小学校SAO-10編集部「新コーマースム」」

記者会見の席

文部省記者クラブでの

新コマースム書2巻がまだなく、2月7日頃に発売される。今度は「コマースム」をアートカラーで印刷したのだが、これがまたまた大失敗だ。



外信記事の ピンボケ記事はこうして見分けよう



**SAPIOS
INTERNATIONAL
COLUMN**

三

新しい歴史学：（3）その呼び掛け人に断り立たれ、若手元老（作家）伊藤隆（東京大学准教授）・大庭修（筑波大）、（4）その呼び掛け人に立派に認められ、大庭修（評論家）・鶴見三郎（千葉大准教授）・川島信重（作家）・岸井一郎（評論家）・寺田繁（作家）・栗原実太（作家）・新井千秋（プロ野球セントラル・ワールド）・佐藤泰造（作家）・道山一郎（評論家）・寺田繁（作家）

歴史が容認する
正義に流れ
自国の歴史と
誇りを売る
亡国の政治家た

正義

小
說

1

21

政治的
事実

三
一
九
七

新編
立正
五

卷之二

14

8

10

11

10

10

下
卷

100

政治家たちに
必ず鉄槌を
くだしてやる！

アーチー
おめでた
よかって
すせ?

おまえたちは
風潮が容認する
消費といふ
正義に流され
自分の肉体と
魂りを売る
援助交際の少女
何も変わらぬ

次号は2月26日(水)発売!

日本人の性の奴隸となって

(日本占領期（1942～1945年）の一従軍慰安婦「モモエ」の物語)

編集者

A. プティ・ハルトノ

ダダン・ジュリアンタラ

法律扶助協会 ジョクジャカルタ支部

ラベラ協会 ジョクジャカルタ支部

1996年

はじめに

1993年4月、インドネシア共和国社会大臣は、従軍慰安婦¹についてのある正式声明を発表しました。それは、日本軍の被害にあったインドネシア女性追跡調査が必要であるということでした。当然のことながらこの大臣の声明は大変な驚きでした。というのは、それまでは、強制的に慰安婦にされた女性たちへの関心はまったく見られなかったからなのです。

法律扶助協会ジョグジャカルタ支部はこの表明を歓迎しました。それからまもなく、法律扶助協会ジョグジャカルタ支部が率先して窓口となって、1993年4月26日から9月14日にかけて日本人の残虐の犠牲になった人たちの訴えを受け付けました。その結果300人の従軍慰安婦（登録数リスト添付）と17、245人の元ロームシャ及びその他の日本軍の被害者が登録しました。

受付窓口を設けて以来、従軍慰安婦の補償²の問題が表面化してきました。法律扶助協会ジョグジャカルタ支部はこの点について精神的な重圧を感じていることも事実です。それは、何といっても、法律扶助協会ジョグジャカルタ支部の相談者の方々が従軍慰安婦への補償の実現を強く願っているからなのです。この点については法律扶助協会ジョグジャカルタ支部は相談者の方々に対して、日本政府から補償を獲得する努力がいまだに実を結んでいない³ことを何度も繰り返し説明しなければなりませんでした。東京に来て自分のケースを公表する機会を持ったマルディエムさんも一時これと似たような目にあいました。東京からもどると、マルディエムさんがまだまったくお金を受け取っていないにもかかわらず、多くの仲間が彼女が補償を受け取ったと思い込んだのでした。

アジア太平洋戦争で日本に占領された諸外国では、日本政府に対する働きかけは非政府機関からだけでなく当該国政府からも大変強いものがあります。朝鮮半島では日本は直接、元従軍慰安婦を巻き込んだ大衆行動による強烈な批判が日本に向けられました。諸外国のNGO組織も被害者からの直接の聞き取りによる信憑性の高い諸事実を提出するなどして強い圧力をかけました。

これが功を奏し、日本側がこれに対応して1995年7月18日、村山富市内閣総理大臣が（特に）日本軍によって行なわれた性的奴隸制に対して正式に謝意を表わすことになったのでした。さらに村山首相は当時日本人が行なった暴力的行為は許せないことだとさえ述べたのです。日本政府も、その日本人の残虐行為が従軍慰安婦に終わることのない精

精神的肉体的苦痛を与えることになったと認めたのです。

インドネシア人にとっては、従軍慰安婦問題はいわば闇の部分をなすものであって、実際これまで詳細な関心を払われたことはないのです。インドネシアの学術書にもこの問題を直接扱ったものはないといってよいでしょう。関心が極めて薄いことや日本占領期の闇の部分を明らかにしようとする書物が極めて少ないと私は思いますが、国民的問題として関心を払われねばなりません。日本占領期の解明が重要なのはいうまでもないことです。いま元従軍慰安婦の人たちが行なっていることの助けになるという以外に、次世代の人のためにもなることなのです。

日本の行なった残虐の歴史は、もちろん、おそれと忘れ去ることはできません。日本がいたのはほんの短期間であったにせよ、そのもたらした結果はそれ以前の支配者をはるかに凌いで恐ろしいものでした。そこでは性的暴力は日本軍が行なった米の供出制度、殺人、強制労働といった一連の暴力の一つにすぎません。この歴史のページをひもといいていくことで私たちはインドネシア国家建設開拓期の浮沈の歴史とは異なるインドネシア民族の過去について知ることができます。インドネシアの過去は1960年代に始まるのではなく、日本占領期の苦難の時代から始まるのです。その苦難の時代を知ることによってこそ私たちは、独立と人間性の意味についてより深く理解することができるのです。過去はまた、今日起こっていることを見る上での鏡ともなるのです。この冊子を書いたことは、ショグジャのマルディエムさんという女性が、日本占領期にだまされて、日本人の性の奴隸として南カリマンタンのトゥラワンで従軍慰安婦にされたというその証言をもとに過去を解明していくこうとする一つの小さな努力です。内容的には、マルディエムさんの半生についての話といったほうがよいかも知れません。

ここで用いたデータや情報は、マルディエムさんとの詳細なインタビューによって得られたものです。そうして得られたデータに加え、日本占領期に起こったさまざまな事件について扱ったその他の文献資料を用いてこれを書きました。マルディエムさんと真剣に向き合っていったことで、この文章がマルディエムさんが体験したことに対する同情と弁護の立場から書かれるようになったことは避けられませんでした。マルディエムさんが過去について説明してくださるとき、古傷をえぐられる思いに流された涙がこの一文を完成させる上での非常に大きなエネルギーとなりました。

この一文を世に出すことができたのは法律扶助協会ショグジャカルタ支部とインドネシア・ラベラ協会の協力があったこと、そしてとりわけ、これを書く上で必要なあらゆる情

報を提供してくださったマルディエムさんのご支援に負うものであります。さらに、アグス・サリム⁴ の仲間であるムルジヤ氏、ンガトゥイ氏、ならびに法律扶助協会のボランティアの方々がこの執筆にあたって援助してくださったことを記し、お礼を申し上げたいと思います。しかし、この文章によって元従軍慰安婦が強いられた、その苦痛の体験のすべてを代弁しようとするつもりはもちろんありません。ただ、この文章が、その人たちが強いられた苦痛の体験を解き明かす上での一助となればよいと思います。そしてこの一文を、日本ファシズムによる占領期に尊厳を奪われ人間としての地位を貶められたマルディエムさんをはじめとする女性の方々に捧げたいと思います。

ジョグジャカルタ、1996年7月10日

編集者記す

注：

1. 従軍慰安婦ということばは一般の人々には耳慣れないことばです。このことばが広く知られるようになったのは法律扶助協会ジョグジャカルタ支部が訴えの受付を始めてからなのです。日本の暴力の犠牲者にとって、従軍慰安婦ということばは忌まわしく、非常に抑圧的な過去を表わすものであることはもちろんです。従軍慰安婦の定義については実際のところまだ多くの意見があります。従軍慰安婦を日本占領期の売春婦と見る意見もありますし、また従軍慰安婦を日本人（日本軍人か、または軍制政府に勤務する民間人かを問わず）の性欲の犠牲となった女性全体を含むものとする意見もあります。この点において、法律扶助協会ジョグジャカルタ支部に訴えたのは、日本人の性の奴隸として日本軍の各拠点に散開していた慰安所で、1942年から1945年の占領期に日本人の性欲を満たすことを強いられた女性たちです。
2. ここでいう賠償とはもちろん単なる経済的損害の賠償ではありません。物質的賠償の要求が最も目立つ側面であることはもちろんです。特に、日本軍の暴力によって傷ついた人たちの治療費などがそれです。しかし、それよりもっと重要な補償とは、元慰安婦の女性達の肉体的、精神的、社会的回復（リハビリテーション）なのです。つまり、日本占領期の物質的損害の賠償となるべき経済的補償だけではなく、日本人からの謝罪や遺憾の表

明と、従軍慰安婦になることをそもそもは余儀なくされた（強制された）彼女たちが社会に受け入れられるような社会的措置が必要だということです。

3. 法律扶助協会ジョグジャカルタ支部の相談者の間には、しばしば理解の違いが生じました。日本から新聞記者、研究者、訪問者その他の来訪を受けるたびに、法律扶助協会ジョグジャカルタ支部は補償金を受け取ったと思われてきたのです。このため、法律扶助協会ジョグジャカルタ支部はインドネシア共和国大統領宛に政府の関心を喚起するための公式の書簡を送ることもしました。それは、日本占領期に受けたいろいろな損害の補償を獲得する闘いの成否は、インドネシア政府がいかに日本政府に圧力をかける努力を行なうかということにかかっているからです。そして残念なことには、現在までのところインドネシア政府からの正式な対応はまったくないのです。一方、他国に目を転じれば、フィリピンや韓国の政府は、諸便宜を図ったり日本政府に対する政治圧力をかけるなどという形で戦争の犠牲者に対する支援を大々的に行なっています。

4. 法律扶助協会ジョグジャカルタ支部の事務所所在地、アグス・サリム通り36番地のこと。

目 次

はじめに	1
第1部 まえがき	
1. 過去を明らかにする	7
2. 調査執筆の手法と内容の概説	9
第2部 小人王が来た	
1. 日出する国	
1. 1. 第二次世界大戦に端を発して	13
2. 2. 日本軍国主義	15
2. ジョグジャカルタ	
2. 1. 占領初期のジョグジャ	15
2. 2. 軍国主義と教育	18
3. ロームシャと従軍慰安婦	19
第3部 ジョグジャの乙女	
1. 少女マルディエム	22
2. 芸能の道への夢	25
第4部 ことの起り	
1. ひとつにきいて	28
2. ボルネオへの旅	29
3. 天も碎け落ちるばかりに	30
第5部 贶められて	
1. 忘れられないこと	34
2. トゥラワン慰安所	36
3. トゥラワン慰安所の住人のこと	37

4. トゥラワンの微笑みのとき	3 9
5. 永久に癒えぬ傷	4 0
6. 愛する心も夢もなくして	4 3

第6部 新しい時代

1. 占領末期のトゥラワン	4 6
2. 新しい生活	4 7
3. おわりに	4 8

添付資料：

元慰安婦登録者数リスト	5 1
-------------	-----

第1部

まえがき

「国の指導者の方々、もし意見が食い違ったのなら話し合いをなさい。

戦争を選んではいけません。戦争は民衆を犠牲にするだけだからです。」⁵

(マルディエム 1996)

1. 過去を明らかにする

法律扶助協会ジョグジャカルタ支部が初めて、日本占領期に戦争の犠牲になった女性たちの訴えを受け付ける窓口を開くと、インドネシア独立前夜の時期を暗く覆う幕が（わずかに）開かれ始めました。周知のように日本占領の歴史は比較的「闇」の部分です。日本占領期が短かったことが、当時起こったことについての情報を極めて乏しくしている主因です。正規の歴史の学習で日本占領期についての記述は非常に少ないといえます。それ以外にも、日本占領期がインドネシア独立への準備期の直前であったため、諸側面で日本はインドネシアの独立に貢献した一勢力と位置づけられてきたため、日本の暴力という黒い側面は相応の注意を払われてこなかったのです。こういったことから日本のファシズムはオランダの植民地主義に比較してさまざまな側面でより「優しい顔」をしていると思われてきたのです。

特に現在日本はインドネシアの国家建設過程をサポートしてくれる最も大切な援助国です。また投資調整局の資料によれば、1967年から1994年にかけて日本は投資件数667件、総投資額176億940万ドルで第一位となっています⁶。今日の商取引関係⁷ではインドネシアと日本の関係はより「建設的」（相互に利益をもたらすという意味で）に見えています。たぶんそれがために、日本のインドネシアでの過去については、責任を果たしたか否かを問うことをせず、記憶か記念碑にすぎないものであるかのごとく思われているのでしょうか。1973年から74年に盛んになった反日運動（マラリ事件）を断固根絶したインドネシア政府の姿勢は、すでに築き上げられた良好な関係を守ろうとするインドネシア政府の確約を表わしています。

それゆえ元従軍慰安婦の女性の一団が現れて、占領期に彼らの身に降りかかったことを問題にしだしたときは、初耳であるだけでなく、とてつもない驚きでもあったのです。

日本占領期についての元従軍慰安婦たちの証言は、日本に対する好意的な見方を払拭し尽くしたとともに、何が起きたのかをさらに掘り起こしていく方向へと私たちを駆り立てていこうとしているのです。もちろん従軍慰安婦だけが重要な問題なのではありませんが、従軍慰安婦の問題は大変重大で根本的な問題であることは否めません。

それは第一にこの問題が一部のインドネシアの民衆に苦痛を強いた暴力的行為に関するものだからであり、第二にこの問題が、女性が日本兵や当時行政に参画していた民間人の性的奴隸⁸とされることによって尊厳を傷つけられたという、モラルと人間性に関わる問題だからです。

従軍慰安婦の問題を表面化させることは、それによって単に古傷をえぐるだけでのものではありません。長い間埋もれていたその問題を明らかにすることにはいくつかの大変重要な側面があるのです。

まず、従軍慰安婦の問題を取り上げることで本当に明らかに示したいのは、この問題（いわば性的犯罪）が単に一部のインドネシアの国民の問題ではなくインドネシア民族の問題であるということなのです。それはなぜかというと、インドネシア女性を強制的に日本人の性的奴隸にしたという行為が日本の占領下で行なわれたからなのです。つまり、従軍慰安婦は日本のファシズムがインドネシア国民に行なった残虐行為のうちでも最も露骨に現れたものだからです。インドネシア女性が日本軍に性的奉仕をせねばならないという辱しめをうけたということは、日本人にとってインドネシア人がどれほど低いものであったかということの表われにほかなりません。インドネシア人はまるでゴミのごとく、日本人が好き勝手に扱うことができるもの、いや捨てようと思えば捨てられるものだったのです。そのつぎに、従軍慰安婦の問題をこの国家建設に時代にあえて表に出すことで、占領期（1942年～1945年）の女性に対しての暴力の問題は簡単には消し去ることができないことを示したいのです。インドネシアの独立も犠牲者の深い傷を癒す薬にはならなかつたのです。それは被害者の受けた傷が、とくに生殖器官の「損傷」にいえるような身体的傷にとどまらず社会的傷を受けたことこそが、今日その性的暴力の被害者の人々にとっての一番の重荷となっているのです。

そして三番目に、その問題を取り上げることで本当にやりたいことは、日本人がインドネシア女性に行なったさまざまな暴力の形態をはっきりと示すことです。インドネシア女性に性的奉仕をさせたということは、インドネシア女性の人間的尊厳を大きく踏みにじる性的暴力の一形態です。ところで、人を殴るとか殺すとかいった残忍な行為は日常的に起き

ています。それゆえ、この問題を解明することで、争い、そして戦争の最悪の影響⁹とは何かについての自覚が生まれてくることが望まれます。

四番目に、従軍慰安婦をここで取り上げることで、日本が過去の犯したことに対して大きな責任があるということを明らかにしたいのです。1945年の広島と長崎の壊滅という大打撃を連合軍によって受け日本軍が敗北したことも、当然のことながら、日本人がかつてインドネシア人に対して行なったすべての行為に対する責任から逃れる理由とはなりません。責任があるとただことばの上で言うのではなくて、具体的な次の二点が必要です。

- (1) インドネシア人、および特にこの暴力を受けた被害者に対する公式な謝罪
- (2) 元従軍慰安婦の疾病や外傷の治療を含む、被害者に対する物質的賠償

上で述べた四点は基本的には、今日、従軍慰安婦を問題として取り上げることの重要性に関する論議の一部にすぎません。ただし、別の側面において、従軍慰安婦の問題を取りあげることは実は容易なことではないことを知らねばなりません。被害者にとって少なくとも二つの大きな障害が存在するのです。

まず被害者には、たとえようもないほど大きな、耐え忍ぶ覚悟と決意が必要だということ。それは、今日のインドネシアのように男性社会で性の問題に対して寛大な社会では、自分が「強制売春婦」であったことを告白することは被害者にとって少なからぬリスクを負うことです。自分の過去を明かすことは被害者の経歴を広く社会に知らせることであり、それによって同情を受けるより嘲り¹⁰を受ける可能性が非常に大きいからです。

つぎに、被害者自身にとって過去を明かすことは傷¹¹を広げることです。日本占領期に彼女たちの身に起こったことを語るとき、彼女達はすぐさま悲しみにうちひしがれ、涙にくれる人も少なくありません。それゆえ、マルディエムさんたちが法律扶助協会へ来てくださり、また自分たちの過去についてより詳しい説明をしてくださったということは、本当に大きな犠牲であるといわなければなりません。

2. 調査執筆の手法と内容の概説

この執筆にあたり資料源となったのは大別してつきの二つです。

1) マルディエムさんからの資料。マルディエムさんは中心的資料提供者となりました。資料の収集法はマルディエムさん自身に対する詳細なインタビューという方式をとりました。調査期間の制約に加え、執筆材料に感情的因素が大きく関与している（主觀性が非常に高い）ということは、学問的見解からは当然それなりのリスクがあります。この冊子の

内容自体は、はっきりいえばマルディエムさんが従軍慰安婦だったときの人生の物語、または日本占領下における従軍慰安婦としてのマルディエムさんの人生経験を語ったものということになります。

2) そこで、執筆にあたってはマルディエムさんのお話を、数は限られていますが歴史的資料によって歴史のコンテクストの中に位置づけるよう努力しました。日本ファシズムの残虐行為によって受けた傷にまみれたマルディエムさんの人生経験を、中立的立場に立って書くことは不可能でした。マルディエムさんの人生や心情に触れたことでこの冊子はマルディエムさんたちの身に起こった出来事に対して深い同情と一体感を表わす内容となりました。それゆえにまた、この冊子はもともと学問的なねらいはもっていません。これは戦争の暴力の被害者の方々の尊厳を回復し、その方々が強いられた苦痛の代償を受けられるようにしようという努力と本来切り離せないものなのです。

この冊子の内容は以下ののような六つの部分から成り立っています。

第1部は従軍慰安婦の問題が、被害者自身にとってもインドネシア人にとっても重大であることを述べ、さらにこの冊子がどのようにしてできあがったかについて説明した部分。

第2部は日本軍がジャワへやってきたこととジャワでの日本軍の与えた影響について。ここではマルディエムさんの幼少期をつぎの背景で述べています。

(1) 日本軍の進駐、(2) 日本兵の残忍な性格。さらに(1)については日本占領初期のジョグジャの状況について、軍政と民衆の社会状況を中心に説明を加えました。また、

(2)については、インドネシアにおける日本軍国主義について簡単に説明をしてあります。

第3部ではマルディエムさんが従軍慰安婦にされる前までをえがきます。この中で、マルディエムさんの小さい頃の芸の才についても少し触れています。

第4部は、マルディエムさんが従軍慰安婦としてトゥラワンに連れていかれた頃の話です。ここでは、マルディエムさんが従軍慰安婦にされるまでの過程をたどり、南カリマンタン、トゥラワンでの苦悩の日々についても語られます。

第5部は従軍慰安婦の仕事について。マルディエムさんの従軍慰安婦としての生活が描かれています。

第6部最終章は、従軍慰安婦時代の終わりとマルディエムさんが普通の生活に戻っていく過程が簡単に描かれています。結びとして戦争中に女性が被った暴力に対する意見を表明してこの文を終わります。

注：

5. このことばは、マルディエムさんが自宅でのインタビューの時に述べた、各国指導者に宛てた呼びかけである。マルディエムさんは、戦争のあるたびに民衆が犠牲となり、一方、国の指導者たちは民衆のたどったのと同様の悲劇的な運命をたどることはないと言う。だから、指導者観での意見と相違や対立は、話し合いの席で解決し、決して対立を戦争に発展させてはならないとマルディエムさんは言うのだ。マルディエムさんにとって戦争は、国の指導者やその他の権力者にとっての災難ではなく民衆にとっての災難を意味するからだ。.
6. *Ekonomi Indonesia*, PT CTC, 表03.014, *Prospek*, 1991年4月27日の報告、*Swastambada*, 1992年8月号参照。上記の報告からインドネシアの輸出入の日本に対する依存度の大きさがわかる。
7. 本当は単なる商取引関係以上のものであることを認識しなければならない。日本に関する研究機関や研究所が設立され、日本語講習が盛んになり、日本に関する様々な出版物が出るようになったことは、単なる商取引にとどまらないインドネシアと日本の関係の親密さの例である。
- 8.ここで性の奴隸ということばを用いたのにはいくつかの理由がある。第一には、従軍慰安婦は脅迫下での強制的な労働だったこと。第二には彼女たちの仕事が日本人の性欲を満たすといった内容であること。三番目は性欲を満たす仕事をした彼女たちは、正当な関係に基づいた物質的報酬を得ていなかったばかりか、多くは奴隸に類する粗暴な扱いを受けていた。
9. 注の5番参照。
- 10.周囲の冷淡な態度とは、本質的には軽蔑を表わしていた。このようなことをマルディエムさんたちは周囲の嘲笑という形で経験してきた。それどころか、彼女たちが法律扶助協会ジョグジャカルタ支部を通じて彼女たちの運命を訴え、その権利を要求してきたときにさえ、仲間の一部にも（強制労働やロームシャの被害者を含む）彼女たちを嘲るものもあったのだ。
11. 実は彼女たちの多くは沈黙を守り過去を忘れようとしていたのだった。強制売春婦だったということは人に誇れない恥であるから、彼女たちはその歴史の記憶のすべてを一人で心の奥深くしまいこんでおく方を選んだのである。
12. 中心的資料提供者とは調査しようとする事柄について詳細を知ると思われるものであ

る。参考として、Koentjaraningrat, 1993, *Metode-metode Penelitian Masyarakat*, Gramedia, Jakarta: p. 130がある。

第2部 小人王が来た

1. 日出する国

1 1. 第二次世界大戦に端を発して

世の中にはひとりでに起こることなどない。ものごとはお互いに関連しあっているものだ。1940年代初頭にインドネシアで起きたあることもその例外ではなかった。世界的な経済、政治変動は当時この祖国の大地で起りつつあったことや、のちに起こることに対して構造上、事実上非常に大きな影響力を持つ外的要因であった。

オランダ植民地支配下でインドネシア人は、自国の富を吸い上げられて自国にありながら捕われの身であったが、また世界秩序の中に組み込まれてもいた。このことは一面ではインドネシアの植民地支配者に対して国際的圧力がかかる余地があるという利点もあった反面、世界経済の不況期などには大損害を被るといった難点もあった。1930年代の世界恐慌期にはインドネシアでも生産拠点が衰退し、世界的変動が巡り巡ってインドネシアの遊びな村に住む民衆の生活にさえ少なからず影響を与えるという例となった。世界的経済恐慌は事実上、民衆の生活水準を低下させ、ひいてはオランダ植民地支配者に対する憎しみを次第に激しくするもととなつた。

つねに他者を征服し支配しようとする世界諸民族の強欲さこそが、戦争へつながるさまざまな争いを生み出すもととなってきたといえよう。世界恐慌が多くの国で経済活動を鈍らせたことは否めない。これが占領地の争奪戦を引き起こすもととなつたと思われる。自國の工業生産¹²に必要な資源の獲得をめぐる占領地争奪の国際紛争は、この時期の大変重要な現実となつた。第一次世界大戦で世界が混乱し、それによって国際間の不仲が助長されたといえよう。ある民族が他の民族を支配する状況は相変わらず続いたばかりでなく、次第に最も卑猥で残忍な形態へと進んでいった。

実は戦争の気運は特にヨーロッパ諸国ではすでにだいぶ前から高まっていた。1938年ヒトラーがオーストリアをドイツに併合して以来ヨーロッパでは戦争の気運はどんどん高まりを見せ、これがアメリカやどちらかといえば獲物であるアジア大陸にとって脅威となっていた。ドイツ、イタリア、日本のようなファシスト各国が見せた侵略者の本性は猛烈な緊張を生み出した。これは特にこれらのファシストが新しく侵略する国を求める動きに端を発したものだった。紛争あるいは戦争が起こることは避けられない状況だった。アメリカにとってもその他のヨーロッパ諸国にとってもファシズムの脅威は彼らの本国を脅

かすものであるだけでなく、アジアをはじめ他の大陸に彼らが進出する上で力をそがれることへの懼れでもあった。ファシズムであろうがアメリカのような資本主義国であろうが基本的には動機は同じであった。ただ表の顔が違うだけだったといえよう。

1940年日本はイギリス領マラヤおよび蘭領東インドの石油、錫、ゴムの獲得のために南進を始めようとしていた。1941年7月ヴィシー政権が日本がインドシナの残りの領土を獲得することを許可すると、アメリカは日本の資産を凍結した。1941年11月19日東条陸軍大将が政権を取ると栗栖三郎をアメリカに派遣し平和的相互理解を求める旨を表明した。12月6日にアメリカ合衆国大統領はこれに応えて、日本國天皇に対する和議を申し入れる私信を送った。そして12月7日朝、日本からの返事——それはパールハーバーに停泊するアメリカ艦隊および基地（防衛施設）に対する爆撃であった。同時に日本はハワイ、ミッドウェイ、ウェーク、グアム¹³などに侵攻していった。その諸勢力が拮抗し緊張がついに限界に達したとき、戦争が最も確実な解決法となつたのである。

日本はファシズム国家として、それまで欧米諸国（連合国側）の勢力下にあった諸地域に翼をひろげ続けた。石油の豊富なインドネシアも日本の支配の標的となった。フィリピンのダバオを出発した日本軍は一日でタラカン¹⁴攻略に成功した。タラカンでの容易な勝利に歓喜して、日本海軍の司令官らはすぐさまバリックバパンはじめ他の重要な石油生産拠点へ向けて巡洋艦、駆逐艦などの護衛のもと上陸部隊が輸送船で南下することを決定したのだ¹⁵。

ここで強調したいことは、日本軍の各地の油田への軍事展開は国際紛争の波と切り離せないものだということだ。日本は連合国軍に対抗するための戦力と産業を支えるため天然資源を集めようとしただけでなく、アジアの労働力をを集めようとした。その日本の動きは日出する国の権力者に顕著に現れた軍国主義的性格¹⁶と無縁ではなかった。

日本がアジア諸国を支配する上で持っていた軍国主義的性格を考えれば、なぜ日本人がそこまで荒々しく、規律に厳しい姿勢を取ったのかがわかるであろう。欧米勢力に対抗するために日本はまたその姿勢をもってアジアの民、インドネシアの民の持てる力のすべてを動員しにかかったのだった。そのために日本は銃剣だけでなく、民衆を欺くための「教え」を携えて登場した。日本はインドネシアの「兒貴分」であるということばは、日本がいかにして民心を把握し、日本の殘虐行為に怒ることなく日本軍に協力するように仕向けようとしたかの実例である。日本のインドネシア進駐は「神祕伝説」¹⁷を信じる大衆に受け入れられた。日本のインドネシア進駐は世界の客觀的情勢と日本の工業原材料に対する

客観的必要度のなせるところだったが、インドネシアにおいては、何百年もオランダ植民地主義のくびきをかけられていたインドネシア民衆からの主觀的合法化をも勝ち得たのである。

1 2. 日本軍国主義

経済的问题と防衛上の必要性が日本をインドネシアへ導いたのは事実である。しかし、わからないのは日本はどうして、まるで血の通った生身の人間の心を持たぬかのような、あたかもその心は熱く溶けたスズででもできているかのような荒々しい顔をしていたのかということだ。このことを理解するためにインドネシアで見せた日本の姿の大本にあった内地の軍国主義の諸局面を概観してみることにしよう。

日本は天皇と権力を掌握する軍人によって統治されており、そのことは憲法にも、大本営は内閣の上にあり天皇の直属であるとするされていたほどで、外部の人間にはいったい本当に天皇が統治しているのか、それとも軍部の指導層が天皇を利用して望みを遂げようとしているのか疑問であった¹⁸。この軍部支配勢力が占領地域での日本軍のすべての作戦行動に対する司令を出していたのである。これによって文民的施策より軍人的施策を際立たせることとなつた。

他方、「政治的」諸価値を優先することに特徴的に見られる日本の価値体系もまた、インドネシアのような占領地での、軍が権力者として姿を表わすことに一役かったのである。それらの価値は日本軍を、軍に対する忠誠心の極めて高い集団へと変化させた。アメリカが誇る艦隊に日本は「特攻隊」で臨んできた。世界に嘲を唱えたそのアメリカ艦隊に対し戦闘機で戦艦に体当たり攻撃して致命的損傷を与えるという方法でアメリカ海軍の勢力を押さえたのである。しかし、目的の遂行を第一とするそういう忠誠モデルの悪い面は、日本軍が人間的諸価値をないがしろにしたことで、それにより、軍は目的の達成のためには手段を選ばないという方策が極めて強く前面に現れたのである。

2. ジョグジャカルタ

2 1. 占領初期のジョグジャ

オランダ支配下では、ジョグジャカルタ・サルタンの地位は法律によって定められるのではなく、「政治契約」という形の、オランダ総督とサルタンとの間の契約によって決められていた。このことは、サルタンの地位が一方的に決まるのではなく、両者の話し合い

によって決まるこことを意味した。日本が進駐する直前の「政治契約」1941年第47号にはサルタンの地位に関する重要な事項が述べられている。第1条第1項にはサルタン領が東インド領に属し、ゆえにオランダ憲法第1条にしたがってオランダ王国領となし、それをもってサルタンは、オランダ総督が代行するところのオランダ女王の支配下にあることを認めるとしている。そして、第1条第2項にはジョグジャサルタン領を治めるのは総督によって任命されたサルタンであると明記されているのである¹⁹。

そのサルタンの地位は、1942年8月に日本がインドネシアに進駐したときから大きな変化を見せた。サルタン領は日本が治めることになったのである。その取り決めは次のようなものであった²⁰。

大日本軍司令

1. 大日本軍司令官はハメンクブウォノ九世をジョグジャカルタ侯（サルタン）に任ずる。
2. 侯は大日本軍司令官の下にあり、また大日本軍司令官の命にしたがって侯地を治める。
3. 侯地とはもとのジョグジャカルタサルタン領をいう。
4. 侯が従前掌握していた特権については、原則的には侯がこれを掌握することを許可する。
5. 大日本軍司令官に対し、侯はその侯地の一般住民の繁栄のため、その行政（施政）全般を受け持つ義務を負う。
6. 侯地の従前の行政機関については、暫定期間、特別命令に従うものとする。
7. 侯地の行政（施政）の指揮、監督のために大日本軍司令官は侯地に侯地事務局を置く。侯地事務局長官は大日本軍司令官がこれを任命する。
8. それ以外の侯地の施政に関わる諸規則は大日本軍司令官の名において軍政官が行なう。

ブタウイ、昭和17年（皇紀二千六百二年）8月1日

大日本軍司令官

今村 均

日本軍のその命令は、第一にオランダの支配権のすべてを委譲し、地方権力に対しても管理を行なうこと、第二に日本の支配は軍の支配であることを極めて明白に示している。サルタン領が一定の範囲で自治権を持つとはいっても、原則的にはサルタンの権力は日本軍の支配下におかれ日本軍によって常時管理されるものとなった。

民衆にとっては、日本人（この場合日本軍）がやってきた当初は多くの点でも重大な問題は起きなかつた。ジャワ民衆はジャワ的価値観と未来に関するいろいろな言い伝えのなかにつかっていた。つまり、いつかは小人王²¹が来ることを信じる雰囲気の中にあつたのである。小人王がやって来ることは、いつかその王が民衆を支配者から解放し繁栄の門へと導くというジョヨボヨの予言に述べられていたものである。この信仰²²ゆえに、一部の民衆は反感や拒絶の姿勢よりも受容の姿勢を示したのである。日本は自らを「兄」であるといってやって来たのだからなおさらであった。

日本に対する憎しみは、日本が米の供給制限と配給制度を敷くなどしたために、民衆が生活にただごとではない圧迫を感じるようになってはじめて現れてきたものだ。米の配給制度は米の供出義務制度と合わせて行なわれたものであった。日本占領軍に強制的に糊米を供出しなければならないということは日本が戦争中に行なつた政策の中でも大多数の住民にとって最も重い義務であった。この政策は日本軍の米の需要がいかに大きかったかを物語っている（表参照）。

ジャワにおける日本の軍需およびそれに付随する米の需要

種 别	量 (トン)
軍用持越し	17,000
陸軍第16軍（ジャワ占領軍）軍需	363,000
ジャワ在日本人民間人需要	17,000
シンガポール第七方面軍司令部への供出	40,000
直接軍用以外の軍需用	1,150,000

出典：宮元『ジャワ』（アントン E. ルーカスの引用による²³）

経済恐慌によって苦しくなつてゐた民衆の生活は日本軍のそういった政策によってますます悪化した。この政策はジャワ島内外の輸送力の著しい欠如が生み出したともいえるが、またそれは連合軍の攻撃に反撃できるよう、それぞれの地域が現地で自給、調達できるように備える意図もあつた。しかし、この政策実施にあたつて、食糧生産量が不足している

地域を考慮に入れていなかったため、そういった地方は大きな打撃を受けた。そのため、規則をくぐり抜けるには闇ゴメの輸送や密売、買収などを行なわざるを得ない状況になつた。さらに、軍政府の大幅な赤字財政は、3年半²⁴の間にルピアの価値を60分の1にまで落としてしまつた。その上、いくつかの穀倉地帯では収穫量が落ちて飢餓の脅威が民衆の目にも明らかになってきた。

一方で日本軍はますます残酷の度を増して、人間性の点で容認し難いところとなつていた。マルディエムさんの語るところによると、あるとき一人の子どもがヒマ（トウゴマ）²⁵の実を取ったのを見つかって残酷に殺されたという。その子は、母親の膝に抱かれたまま首を日本刀で切り落とされたのだ。また日本兵は手が早い（簡単に殴る）ということでも知られていた。どんな小さな誤りに対してさえも日本兵は躊躇なく殴るのだった。

2 2. 軍国主義と教育

日本はインドネシアを太平洋戦争の必要をまかなうための食糧、原材料の兵站基地にしたばかりでなく、労働力の供給基地にした。日本軍政のもと戦時下の占領地域は強制収容所のごとく、大多数の民衆が動員され、日本軍の支援のため労働力を榨取される地と化したのだ。

インドネシアでは、日本の軍国主義の影響はかなり強く、特にインドネシア独立運動家のあいだでは軍隊を作ろうという意欲も膨らんでいた。そこでは、日本軍の強い影響の一つとして、組織の作り方の勉強と、またわずかではあったが軍事教練があった。軍事教練は少ししか行なわれなかつたにもかかわらず、これに参加した青年の数は他の東南アジア諸国における人員数と比して大変多かった²⁶。

その日本軍の教育は次の二つの規範に基づいていた。1) 精神はどんなに技術的に優れた軍備よりもはるかに重要である。2) 規律は絶対的に必要であり、それ以外のものに価値を求めてはならない（それ以外の価値と対比させてはならない）²⁷。この基本的な考え方こそ、強い精神と高い忠誠心ならびに勇敢さという日本軍の示した態度の説明であろう。これを模範にして日本軍の役に立つよう、インドネシア青年を教育、訓練した。そこからPETA（郷土防衛義勇軍）²⁸のように、後にインドネシア独立革命の中で活躍する武装勢力が生まれていった。

日本軍の必要のために青年を組織化することは、基本的にはインドネシア人を日本の役に立つように「仕上げよう」とする日本的一大計画の一つにすぎなかつた。そのため教育現

場にも軍隊的な厳しい規律を持ち込むなど日本は大きな力をおよぼした。日本の進駐でそれまでの教育の大部分は、追って再開の許可が出るまで凍結されることになった。占領期の日本の教育政策は次の三つの基本原則からなっていた。

- 1) 教育はすべての人種及び社会階層に対して統一、平等の基本に立って改正する。
- 2) オランダの影響は系統的に学校から消滅させ、インドネシア文化の要素を基本に据える。
- 3) 全ての教育機関は日本指導下における東南アジア共栄の理想を教育する場となす。

オランダの植民地政策は、一般庶民を支配するためインドネシアのエリート層に忠誠と支持を求めたが、日本人はそれと異なり、戦争の勝利のため全国民に直接に協力を訴えた。この政策下ではオランダが意図的に複雑化してきた学校制度の存続は許されなかった。日本軍政府の行なった教育制度の根本的改革は次々と成功し、特にジョグジャカルタのジャワ社会の若年層に影響を与えた²⁹。

3. ロームシャと従軍慰安婦

日本が直接戦力のためもしくはその戦力の機動性を支えるインフラストラクチャー建設工事や農園などで強制的に働かせるための労働力を必要としていたことは、ロームシャ³⁰と呼ばれる人間の動員政策を生み出した。ロームシャの多くは中、東部ジャワの貧しい地方の農民であった。彼らは軍の建設工事で働くため契約させられてきた。その多くはカリマンタンやスマトラに送られたが中にはビルマやタイ、東部諸島へ送られたものもあった。W. F. ウェルトハイムによれば、約30万人がジャワから海を渡り、そのうち戦後もどったのはおよそ7万人だけであった³¹。

この労働力の動員事業で特筆すべきことは、その強制労働者の募集に際し日本軍の手足となるべく官僚を巻き込んで行なわれたということである。インドネシア人の公務員は、ほぼすべての等級にわたって、日本にその事業遂行の責任の一端を担うことを強制された。その責任の内容は、村落レベルでの動員を行なうことであったり、あるときはその事業を妨害するようなことをしないということであったりした。村長や群長でこの事業を受け持っていたものがしばしばこれをさらに悪化させることもあった。というのは役人が自分の気に食わない人間を退ける目的などのために職権を乱用することがあったからである³²。当然のことながらこの労働者の強制的供出は民衆の生活の質を劇的に低下させる、最悪かつ最大の原因となった。社会的にもその結果、非常に大きな精神的危機感が広がっていっ

た。それは特に経済的逼迫と日本人から受けた暴力の結果であった。

日本軍は男性だけを強制労働に動員したのではなく女性も動員したのだった。上で触れたような労働力の動員に対する官僚の関与は、性の奴隸である従軍慰安婦³³にするための女性の動員においては最も力を発揮した。男性労働者の動員が公開で行なわれたのに対し、マルディエムさんの経験では、日本軍人の生理的欲求を満たすための女性労働力の動員は秘密裏に近かった。

注：

12. インドネシア初代大統領スカルノ技師がしばしば述べたように、占領支配とは基本的には経済的问题である。鉱産資源（石油、石炭、金、錫その他）にも香辛料を生産する肥沃な土壤にも恵まれたインドネシアの大地の魅力的な香りに引かれて、軍隊を護衛にいくつもの貿易会社がインドネシアを征服しにやって来たのだ。参考文献：Ir. Soekarno, *Di Bawah Bendera Revolusi*, Vol 1 & 2, Badan Penerbit Di Bawah Bendera Revolusi, Jakarta.
13. *Garis Besar Sejarah Amerika*, The United States Information Service, p. 170 参照。
14. タラカンは今日も東カリマンタンの石油産出地である。
15. Mr. Auw Jong Peng Koen, 1957, *Pertang Pasifik, 1941-1945*, Keng Po, Jakarta Kota 参照。
16. 日本の軍国主義的性格は日本で起きたことと無関係ではない。日本の指導層の内部対立はその年、軍部を指導層のトップに押し上げた。1930年の浜口首相の狙撃は日本が新段階に入ったことを意味し、日本は軍部に支配されるようになっていった。例をあげれば、1931年に日本政府の戦争の拡大を禁じる施政方針を無視して日本軍がおこなった満州制圧がある。Ryosuke Ishii, *Sejarah Institusi Politik Jepang*, 1988, Gramedia, Jakarta 参照。
17. ここで用いた神秘伝説ということばにはマイナスの意味を持たせる必要はない。このことばは、多くの民衆が、しっかりした根拠はなくともいつか正義王が来て人々を繁栄の門へと導いてくれることを信じている状況を描くために用いた。占領期ジョグジャについての記述参照。
18. Parada Harahap, *Dilepung Baru*, Penerbit Endang, 1955, Jakarta 参照。

19. KPH Mr. Soedartisman Poerwokoesoemo, *Daerah Istimewa Yogyakarta*, Gadjah Mada University Press, 1984, Yogyakarta 参照。
20. *Ibid.*, p. 5-6.
21. 小人王の小人はジャワ語でcebol（背の低い、小人の）の意。
22. 背が低い日本人は、小人王(ratu cebol)が来るという予言に合致したのである。
23. Anton E. Lucas, *Peristiwa Tiga Daerah, Revolusi Dalam Revolusi*, Grafiti Pers, 1989, Jakarta: p. 42.
24. Ben Anderson, *Revolusi Pemuda, Pendudukan Jepang dan Perlawanan di Jawa 1944-1946*, Pustaka Sinar Harapan, 1988, Jakarta: p. 30.
25. 日本進駐から数ヶ月して民衆にヒマの木を植えよという達しが出された。人々は、ヒマの実から日本軍用油の備蓄のため、油を抽出するのだと聞かされた。
26. Joyce C. Lebra, *Tentara Gembengan Jepang*, Pustaka Sinar Harapan, 1988, Jakarta 参照。
27. *Ibid.*, p. 181.
28. Susanto Tirtoprodjo, *Sejarah Pergerakan Nasional Indonesia, Pembangunan* Djakarta, 1970, Jakarta 参照。
29. Selo Soemardjan, *Perubahan Sosial di Yogyakarta*, Gadjah Mada University Press, 1990, Yogyakarta および Sri Sutjiatiningsih dan Sutrisno Kutoyo (ed), *Sejarah Pendidikan Daerah Istimewa Yogyakarta*, Depdikbud, 1980/1981, Yogyakarta 参照。
30. 従軍慰安婦のための訴え受付窓口を開いたのと平行して、ロームシャのための訴え窓口も設けた。法律扶助協会ジョグジャカルタ支部のその窓口を開いて以来、非常に多くの元ロームシャがここを訪れた。さらに受け付け期間を延長すれば登録者数はきっともっと多くなるであろう。
31. Ben Anderson, *op. cit.*, p. 32.
32. Ben Anderson, *op. cit.*, p. 34.
33. マルディエムさんが語るところによると従軍慰安婦ということばは、つい最近知ったものだという。当時社会的にはこの強制売春婦を表わすことばはなかった。

第3部 ジョグジャの乙女

1. 少女マルディエム

マルディエムはジャワの娘としてジョグジャに生まれた。むかしの人間³⁴、特に社会階級の低いものは、ほとんど生年月日など問題にしていなかったものだ。また、彼らの多くは教育程度が低く読み書きさえ難しかった。それゆえ、日付という意識を彼らのほとんどが持っていない。マルディエムも同様だった。生年月日についてたずねられた彼女は、大体1929年だろうという以外はまったくわからなかった。

マルディエムは裕福な家庭の生まれではないが、貧困層の生まれというわけでもない。マルディエムの父はイロジョヨという名前だった。彼はジョグジャの貴族、カンジェン・ラトゥ・トゥメングン・スルヤタルウナ卿の屋敷の奉公人³⁵だった。貴族の奉公人の仕事は卑しい仕事でも低級な仕事でもないどころか、ジャワの社会ではこの仕事は賃金は低くとも世間体もよく満足できる仕事といえるものだった。それはこの奉公人の仕事が「ご奉公」³⁶の精神に基づいていたからである。

奉公人の仕事ではもちろん経済的に余裕があったわけではない。マルディエムの一家は父母と子ども4人の6人家族であったからなおさらだった。マルディエムはその末っ子だった。マルディエムの姉たちは名をそれぞれ、ジャイネム、カルディエム、ンガティニといった³⁷。それでも、世界恐慌によって経済が影響を受け、ジャワの砂糖のような生産基盤が落ち込んでいたため、マルディエム一家のような暮らし向きでも割合十分といえるような部類に入ったほどだ。

そういう暮らし向きはマルディエムを早く大人にし、人に頼らない人間にした。マルディエムは赤ん坊の時からほとんど母親を知らないということもある。マルディエムが7カ月の時母はなくなり³⁸、マルディエムは母なし子となったのだ。ふつう成長期の子どもが求める母の愛をマルディエムは得ることなく育った。

そうやってマルディエムは成長していったが、ジャワの娘なら普通そうであるように、幼少期を封建的で男性支配的なジャワ文化に由来するいろいろな制約の中で過ごした。この文化の特色は、女児に対するいろいろな禁止事項の存在である。それは女児が男児のように遊んだり動き回ったりしないようにするために、木登りをしてはいけないとか大声で笑ってはいけないといったことだった。マルディエムの父親は子供たちをあまり束縛しないほうだった。それは仕事が忙しかったからかも知れないが、それでマルディエムは友人た

ちとより自由につきあうことができた。マルディエムは文化的制約にそれほどじやまされず、かなり自由に友人たちと遊ぶことができた。マルディエムは友人の間でも気の強い子どもとして一目おかれていた。マルディエムによると、仲間うちでは彼女をいじめるのはいなかつたという。

自由が信条となっていたマルディエムはだれとでも平気で遊んだ。男の子たちとビー玉遊びをしたことさえあるという。その遊びではマルディエムが勝つことが多かった。遊びに勝って得たお金を持ち帰ることも珍しくなかった³⁹。彼女はかくれんぼ⁴⁰も好きだったし石投げ遊び⁴¹も好きだった。とはいえたが彼女は父親からジャワの強い伝統の中でしつけられ、特にジャワ語のことばづかい（特に丁寧な敬語法）やジャワ独特の礼儀作法などをしっかり教わった。

マルディエムが父親っ子だったのは母親がいなかつたせいもある。その父は、マルディエムが小さい頃から辛抱することを教えていた。しばしばマルディエムは父に連れられ行くをするため川べりへ行った。マルディエムはたいてい川べりに座っていただけだったが、父は裸で水に浸かるのだった。この経験が、マルディエムを辛抱強くし、人生の重圧に耐えうるようにしたのだ。そしてまたこの父との親密さゆえマルディエムは父に従順（慕っていた）だった。

あるとき、マルディエムは父に熱い茶を入れてくれるよう頼まれた。彼女の父は濃くて熱い茶が大変好きであった。お茶を入れると父のところへ持っていた。「お父さん、お茶ですよ。」というと、その日、具合が悪そうにしていた父は、「机においておいておくれ。ふたをしてね。さあ、遊びたいなら遊んでおいで」と言った。それ以上あまり気にも留めないでマルディエムはかくれんぼ遊びをしに行った。夕暮れ時、マルディエムがオニをやっていると、突然すぐに帰らなければという気持ちを強く感じた。そしてマルディエムは迷わず遊びを放り出してしまった。仲間はもちろんそんなマルディエムのやりかたに怒って、「するい⁴²」というのだった。マルディエムは平気ですぐさま帰った。仲間たちもそれ以上は何も言わなかった。

家に着くと彼女はすぐにティーカップを見てみた。まだ温かかった。マルディエムは次に父親の様子を見た。父の手を握ると冷たく感じられた。その時マルディエムには父が亡くなってしまったことがわからなかつた。それからマルディエムはスルヨプランタンの姉のところへ駆けていった。だが、その姉がいなかつたので、今度は別の姉のところへ駆けていった。そうやってマルディエムは駆け回ったが姉たちには会えなかつた。結局マルディ

イエムは家に帰り再び父の様子を見た。手を握るといっそう冷たくなっていた。マルディエムは父が亡くなったことにまったく気づかなかった。とても疲れたのでマルディエムは家の表の椰子の木の下に座ってじっとしていた。近所の人がマルディエムを見て声をかけたが彼女は黙りこくったままだった。ずっと黙ったままなのでその人はマルディエムが悪魔にでも取り付かれたかと思った。そこでその人は悪魔を祓おうとマルディエムの顔にライムと赤玉葱を混ぜ合わせた汁をこすりつけた。当然のことながら、汁がしみてマルディエムは叫んだ⁴⁴。その後近所の人たちが集まって来て、はじめてマルディエムの父が亡くなったことがわかったのだった。その出来事は1939年、マルディエムが10歳頃のことであった。

父の死は、本来まだ親の導きと愛情がとても必要な幼いマルディエムに大きな痛手を与えた。だが、父親に死に別れたマルディエムは、まだ独り立ちしていない姉たちを頼るわけにはいかなかった。結局彼女は、「ドゥル伯父さん」と呼んでいる、ハジ（メッカ巡礼を済ませたものの称号）でメトロルルタンに住む伯父を頼ることになった。この伯父さんには子どもがなかったのでマルディエムはこの伯父さんの養女になった。しかし伯父さんはジャワ的価値観に大変重きをおく人だったので、マルディエムはあまりはじめなかった。とりわけ娘の行動範囲をきっちり制限する主義の人だった。マルディエムはその年で、隔離された生活（婚姻前の年頃の娘を外界から遮断しておく当時のジャワの習慣——訳者）を送らねばならなくなってしまった。マルディエムは父が生きていた頃自然に培われた自由な信条のせいで、ドゥル伯父さんのもとでは3ヶ月しか耐えられなかった。彼女は奉公人として独り立ちする決心をした。そして、マングン舞⁴⁵の屋敷で働くことになった。

仕事についたといっても、マルディエムの子供らしさはまだ残っていた。何といっても働くには年が小さすぎたのだ。ご主人もマルディエムに仕事のことではあまりやかましくなかった。そのマングン舞の家でマルディエムはただ食器洗いと床の掃き掃除をすればよかったです。マングン舞の奉公人になって、より自由になった。このご主人のもとではマルディエムは与えられた仕事をきちんとやりさえすればよかったのだ。仕事が終われば自由に遊びに行けた。マングン舞はマルディエムの行動には十分理解があった。マルディエム自身も、自由を与えてくれるご主人のマングン舞のもとで十分居心地がよかった。たとえば夜までかかる稽古に行くとすると、マングン舞はマルディエムに夕食の準備をして仕事を終わらせてから行くようにと注意するだけだった。こうして、マルディエムは芸能の世界に親しむようになった。仕事の合間をぬってマルディエムは歌の稽古をした。

B. 芸能の道への夢

オランダ時代からジョグジャは芸術・芸能の香り高いところだった。インドネシア芸能界の多くの有名人がジョグジャから育った。映画、舞台演劇、クトブラック演劇、歌謡など、さまざまな芸能講演がジョグジャにはあった。このような環境でマルディエムの芸の才是花開いたのだった。

マルディエムが芸能に打ち込んでいくようになったのには3つほど理由があった。一つは、まわりの環境がマルディエムの芸の才を育てたということだ。パトゥックの家のそばにはパトゥーク映画館があり、安い入場料で頻繁にインドネシアの映画を上映していた。マルディエムはこれが大変好きで、よく自分が映画スターになって有名になることを夢見てみたものだった。そして二つ目には、マルディエムの住んでいるところにクトブラックの劇団一座が間借りして滞在していたことがあった。それでマルディエムも練習に参加することができた。また、当時のジョグジャではクロンチョン音楽が急速に発展しつつあった。グサンの作った曲をはじめ今日に残る名曲にマルディエムは日頃から親しむことができた。マルディエムが親しく、また崇拜もしていた歌手はミス・スリップだった。ミス・スリップとの親交は心のつながりだけでなかった。ミス・スリップはンダレム・ノトブラジャンでの稽古の度にマルディエムをそれに加えてくれたのだった。マルディエムはこれを大変うれしく思った。「渡りに舟」といおうか、マルディエムは、欲すれば道ありという思いだったという。三つ目には、貴族の奉公人の子としてのマルディエムの生活にはそう楽しみはなかったはずだ。自由を求めるマルディエムの、夢と現実の生活とのぶつかり合いがますます舞台歌手になろうという意志を固めさせたのだった。マルディエムにとって歌の世界には明るい未来があった。日本が進駐して学校が閉鎖されるまで、マルディエムは歌の授業が大好きであった。この科目で彼女は最高点を取っていた。マルディエムはンガペアンで小学校3年まで通った。マルディエムが12才頃のあるとき、彼女がこれまでよく練習に加わっていた演奏グループの地方公演に参加させてもらえることになった。それは、マドウキスモへ通じる道の途中にあるドンケラン（バントゥル）地方での公演だった。その公演でマルディエムは25セントの報酬をもらった。マルディエムはうれしくて仕方がなかった。「本当にうれしかった。たった2回歌っただけでそんなにたくさんお金をもらつたんですから。」彼女くらいの年の子どもがそんなにたくさんお金をもらえば、それはうれしかったに違いない。もらったお金で、マルディエムは上等の衣服の上下（上衣とカイン《ろうけつ染め一枚布で腰に巻き付けて着用》からなる——訳者）を買うこと

ができた⁴⁶。

そんなちょっとした経験や芸人、芸能人たちとのつきあいの中で、彼女の芸を愛する気持ちは強まり、将来をそれにかけようとも思うようになった。芸の道こそマルディエムの将来の夢だった。機会あるごと、マルディエムはその芸の才を体現しようと努めた。彼女は一生貴族の奉公人をしていくつもりはまったくなかった。彼女はいつもマングン卿に、いつかは歌手になるためにして行くであろうことを話していた。マングン卿もそれをわかってくれただけでなく、賛成さえしてくれていたようだ。マングン卿はマルディエムに、望みがかなえられるまでは好きなだけ家にいていいといってくれた。

芸の道を愛する心ゆえ、マルディエムは夢をかなえることにつながると思われるあらゆるチャンスに敏感であった。楽団の仲間はその彼女の夢と強い意志をとてもよく理解していた。そのため、ミス・レンチという人がボルネオ（現在のカリマンタン）で歌手の口があるという話を持ってきたときマルディエムは、その話の真偽を確かめてみることもせず、すぐさま応募した。ひとつで聞いたその仕事の話にマルディエムはすぐ飛びつき、即刻ボルネオへの旅支度をすべて整えてしまった。

注：

34. むかしの人間というのは、現在は老齢に達した、占領下で生まれ育った人たちという意味。
35. 奉公人（abdi dalem）は、今のことばでいうと「使用人」または貴族の家の手伝いである。
36. 奉公（pengabdian）ということばは、abdi（召使い）から出したことばで、身を捧げること。
37. 1996年現在、マルディエムの姉たちはすでに他界している。
38. マルディエムによると、本当はきょうだいは姉は三人だけではなかった。兄二人と姉一人の三人が亡くなった。兄や姉がなくなったのは、ジャワの迷信によると一番上の姉の犬歯のせいであったという。ジャワの迷信ではその犬歯が妹や弟を食らってしまったということになる。そこでマルディエムの祖父はその姉のお祓いをした。それは姉の犬歯を抜き取ってしまうことだった。その儀式がすむと、状況は普通になり、マルディエムが誕生することになった。祖父はマルディエムの姉の手当をしながら、そのうち子どもが生まれるだろうが、母親が耐えられなくて死ぬかも知れないと言ったことがあるそうだ。マルデ

イエムが7カ月のときに母親が亡くなったことは、その犬歯と関わりがあると信じられた。母親は亡くなったとき、病気でもなく、健康な状態だったという。

39. そのお金は、賭けで得たものではなく、ビー玉でマルディエムに負けた友達がマルディエムから買い戻したお金である。そうやって得たお金は4センから5センであった。

40. このかくれんぼでは最初にオニに見つかったものが次にオニになる。

41. この遊びは石を投げて負けたほうが罰として相手を背負わなければならない。マルディエムはこの遊びを男の子たちとやるものいっこうに気にしなかつた。

42. 姉たちにくらべ、マルディエムは大変父を気遣うほうだった。姉たちは給料をもらって帰ってもほとんど父にお金をあげることはなかった。一方マルディエムは、ビー玉遊びで得たお金にいたるまで、常に父にお金をあげようと努力した。

43. 原文はurikというジャワ語が使われている。するい（インドネシア語でcurang）という意味。

44. カリマンタンから帰って来てもまだマルディエムは顔をライムと赤玉葱の汁でこすった近所の人を憎み続けていた。

45. マングン嬢は原文ではNdoro Mangunで、Ndoroはジャワ語でご主人にあたる貴族の敬称または呼称。Ndoro Mangunはマルディエムの父親が奉公していた貴族のスルヤタルナの親戚筋にあたる。

46. マルディエムによると当時、鍋いっぱいの米が3センだった。

第4部 ことの起こり

1. ひとつにきいて

1942年3月、日本がジョグジャに進駐してきたとき、ほとんどのものはこれを歓迎した。日本のサルタンへの接近法、そして日本が支配者オランダを放逐したという事実によって日本は疑いを抱かれることなく迎えられた。マルディエムには支配されるというのがどんなことなのか分からなかった。彼女はただ今度は日本という別の民族が来たと思っただけで、インドネシアの地を占領支配する外国勢力とは映らなかった。まだ考えが子どもであったことと、歌手になる夢でいっぱいだった彼女は、占領者が危険だということを察知することができなかつた。また当時は庶民は人々を解放と繁栄へと導いてくれる小人王の来る事を信じていたことを思えばなおさらだつた。民衆を囚人のごとく扱つた、数百年におよぶオランダ支配下で生きる人々は、彼らを解放すると唱える勢力を簡単に信じたのである。ここが日本の運がよかったところである。

日本が進駐し、行政の整備を行なつてほぼ2カ月が過ぎた頃、ボルネオに働き口があるという噂を耳にするようになった。マルディエムは芸人たちとつきあつっていたことから、彼女が聞いたのは芸人、舞台役者、俳優、歌手などの働き口があるという話だった。レストランの給仕の口もあるという話だった。

当時、マルディエムは自分の夢を実現できる機会の到来を心待ちにしていた。それは、歌手であれ役者であれ、芸能人になればあちこちで有名になれるからであり、またいくらマングン舞によくしてもらつても、奉公人という、彼女には楽しくもない仕事から脱出できるからであった。

繰り返すことになるが、このような夢を追い求める気持ちがマルディエムの慎重さを失わせてしまった。だが、後になって思えば確かにいくつかおかしなことがあったとマルディエムは言うのである。まず、その働き口の話しが聞こえてきたのがパンジャルマシンの劇団である「パンチャ・スルヤ」一座が来るのと同時だったということだ。その一座にはアリ・プロスやミス・レンチといった俳優がいた。後者の名前はマルディエムもよく知っていた。ミス・レンチはジョグジャに住んでいたことがあるからだ。このミス・レンチを通じてマルディエムはこの働き口の話が確かだと思うにいたつた。そして、この人物を通してマルディエムはボルネオへ同行するための登録をしてもらった。

さらに、マルディエムの知るところでは、人員の募集を指揮していたのはショーゲンジと

いう医師と補佐役でインドネシア人のスドロ医師⁴⁸だった。

そしてまた、募集は非公開で行なわれた。その上、応募者は自ら登録するのではなく、他人を介して行なうのだった。マルディエムはミス・レンチが登録してくれたと知らされただけで、近いうちに健康診断があると言われた。その健康診断の時に、マルディエムがまだ初潮を迎えていなかったことから、年齢を偽っていたことが発覚した。マルディエムは13才（1929年生まれ）なのに、15才と偽っていたのだ。募集委員会はマルディエムが年齢を偽っていたことがわかつても何も言わず、結局マルディエムは出発できることになった。

応募プロセスは順調に進み、マルディエムはうれしかった。毎日を夢見て過ごした。このことをマングン卿に話すことも忘れなかった。しかし、姉たちにはおしえなかった。姉たちはマルディエムがボルネオへ行くということを人から聞いて知った。その知らせを聞くと姉はマルディエムに会いに来て、「どうしてそこへ行きたいの」と聞いたが、誰がなんと言おうと行くという意志を固めたマルディエムは、ただかいつまんで話しただけだった。

2. ボルネオへの旅

出発することが確実になってもマルディエムはどこでどんな仕事をするのかはっきり分からなかった。彼女が知っていたことは、役者になるということだった。中途半端な情報ばかりでもマルディエムの意志は揺らがなかった。彼女にとって常に大切だったのは、これで運命が変えられるということだった。

マルディエムはいつトゥグウ駅からスラバヤに向けて出発したのかはっきりは覚えていない。出発に際しての事務手続きの問題についてはマルディエムはいっさい知らないという。全ての必要書類や、どうやって出発するかといったことは、アリ・プロス兄さんがやってくれていたが、彼はその出発する一行のバス（団長）のように見えた。マルディエムによると、アリ・プロスがすべてを取り仕切っていて、一行はついて行くだけだったという。

スラバヤへの汽車旅の間、まったく日本人は介在しなかったとマルディエムはいう。すべてインドネシア人がやっていた。マルディエムは当初、他の応募者も同じルートで出発するとは思っていなかった。汽車に乗って初めて彼女はスラバヤへは他からの団体も一緒にいくのだとわかった。このことは、皆がおそろいといった感じの、カウンと呼ばれる、赤の地に小さな花を散らしたモチーフのカインを身に付けていたことからわかった。車中

ではおのれの、家から持参した弁当を食べた。主催者側は一行に食事を用意することはなかった。

車中で一行はお互に知り合った。そうやって分かったところによると、皆のうちジョグジャ出身が40人で、8人がアンバラワ出身だった。（マルディエムが見たところでは）彼女たち多くは16歳から22歳くらいの人たちで、マルディエムのように15歳以下のものは4人だけだった。その一行を指揮したのはアリ・プロスであった。当初、人員募集の指揮を取っていたはずのショーゲンジ医師は見当たらなかった。マルディエムはそんなことはどうでもよかった。早く目的地に着けばよいということだけを考えていた。

スラバヤに着くと、一行48人は迎えに来ていた軍用トラックに乗せられた。この段階から、軍が姿を見せ始めた。トラックの運転手が兵隊だったのだ。そして、一行はスラバヤのブラオランにあるパネレ・ホテルに宿泊した。そこでみんな35センのポケットマネーと衣類の上下を2組支給された。一行はスラバヤには少し長く滞在した。ボルネオに行く船を待っていたのだ。約2週間そこに宿泊した。

マルディエム自身はとても楽しく過ごした。小遣いをもらったので買い物はできるし、ホテルは市場や娯楽施設がそばにあって自由にあちこち見て回れたのだ。とはいえる、団長からは門限を言い渡されていたから、そう自由だったわけではない。それから、ホテルにいた2週間の間にマルディエムはちょっとした楽しい経験をした。彼女はそのホテルの持ち主の息子と一行の一人の女性との間の「親密な関係」を取り持つメッセンジャーの役をしたのだ。マルディエムの役は伝言を伝えたり、夜遅くなつたときは門で待っていて、開けてやるといったことをした。マルディエムの楽しみは、その二人がいつもくれたおみやげだった¹⁹。

マルディエムはその旅を楽しんでいたといえよう。マンディ（水浴び——訳者）に行くときなど、いつでも機会があれば歌を歌っていた。気にかかることは何もない。何の疑いも抱いていなかつたからだ。もうすぐ役者になれるんだと思い続けていたのだ。

そしてついに待っていた船、「ニチ丸」が入港した。この船はただの木造船だった。それは、日本軍がボルネオで住民から没収した船だということだった。船の中には幾人かの日本人がいた。実は船中でマルディエムは本能的に嫌なものを感じていた。2日間の船旅中、一行のうちの一部のものが船員やその他の乗船者と性行為をしているのを目撃したのだ。マルディエムによると、実はその船にはロームシャの一団もいて、船倉に乗っていた。船に乗っているあいだ中、マルディエムは船酔いだった。波の高い海に行く小さな船は大

揺れに揺れた。船旅の経験のないマルディエムは、重症の船酔いになった。幸いウスマンさん⁵⁰という船員が親切してくれた。もうすぐ役者になるんだという強い志しで、マルディエムは耐え続け、また身の回りの出来事も気にならなかった。「勝手にしたらいいわ。」彼女は仲間が乗船者と関係を持つのを見てもそう考えることにしていた。二日かかって船はボルネオに着いた。そこはマルディエムの運命の変わる場所であった。

3：天も碎け落ちるばかりに

ボルネオのバンジャルマシンというところに着くと、また同じ日本軍のトラックが一行を迎えていた。マルディエムはあまりいろいろ聞かなかつたし、ほかのものたちも同様だった。全員そのトラックに乗せられ、いずこへと連れていかれるに任せていた。すると、彼女たちの連れていかれたところは、カディルさん⁵¹の家だった。ショーゲンジ医師はそこにはおらず、ジャワにいるとのことだった。一行はまっすぐ目的地へ来たのではなかったのだ。カディルさんの家は中繼地のようなところだった。皆は、仕事が決まる日まで、そこに7日ほど泊まった。

7日間の間マルディエムは楽しく過ごした。つぎに自分の身に何が起こるかまったく考えてもみなかつた。もうあとわずかで役者になれる日が来ると思うと、幸せいっぱいで毎日をいつも通り楽しんで過ごしていた。カディルさんの家では、スラバヤにいたときと同様、一行は皆一緒に休んだ。ゴザを敷いて一つの部屋で寝るのだった。

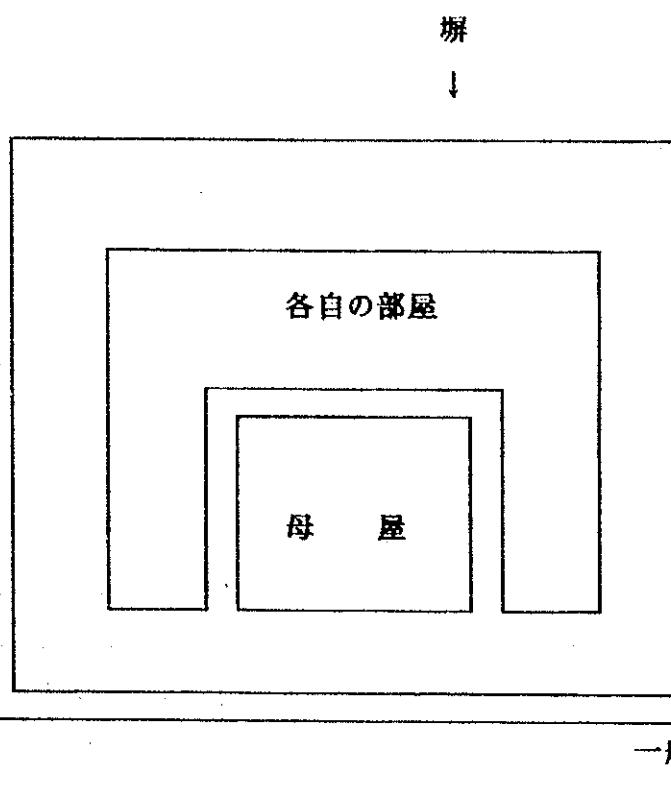
その家のそばにはスディ・マンピール市場とリマウ市場があった。マルディエムはジャワにいたときのお金をまだいくらか残してあった。ジョグジャを出るとき持ってきた金もスラバヤでもらった小遣い⁵²もまだ残りがあった。「楽しかったですよ、まあね。」とマルディエムは言う。

カディルさんの家で1週間が経って、いよいよ待ちに待った日が来た。その日彼女たちを乗せる車がやってきた。一行48人は2班に分けられた。一班は役者として働く16人とレストランの給仕になる8人からなる班で、もう一班はトゥラワンへ行く班であった。マルディエム班は二つ目の班、つまりトゥラワンへ行く班に入れられた。そこまできてもまだマルディエムは何かとんでもないことになるとは考えなかつた。だが、心の中では何で自分が役者の人たちと一緒ににしてもらえないのかと、ふと疑問に思つたりしてはいたのだった。

24人を乗せたトラックはトゥラワンへ向けて出発した。目的地に着くとそこは大きな一

軒の家であった。その家は新築のように見えた。少なくとも建材に使われている木材⁶³を見ればそう見えた。その家は二つに大きく分かれていた。（下図参照）一つは母屋ともいいうべき部分で、もう一つは全部で24の部屋がある部分であった。その建物は道の端に建っていた。建物の回りを3メートルほどもの、高い木の塀が囲っていた。非常に閉鎖的な場所だったわけである。建物に入るのさえ門の横の小路を通らねばならなかつた。

そこで一行はそれぞれ部屋をあてがわれた。本当はみんなひとことたずねたかったのだが、怖かったので黙って部屋割りをする係員の指示にしたがつた。その部屋割りは、すでにしっかり決めてあって、部屋のほかに日本名も与えられた。ここでマルディエムはモモ工という名を与えられる⁶⁴。



用意された部屋に入るとおかしなことに気づいた。部屋はホテルに似ていて、縦3メートルに横2、5メートルといった大きさだった。部屋のある建物はコの字型をしていた。各部屋には備品として、ベッド（とマットレス、掛けもの、蚊帳）が一台、テーブルに木の椅子が2脚、洋服ハンガー、そして部屋の一部を布で小さく仕切った場所があった。その仕切られた場所には薬入りの瓶がおいてあった。その場所は明らかに洗い場であった。それはそこの床の隅に「穴」⁶⁵が開いていたからである。

その部屋に入って初めて彼女たちは気づいたのだ。マルディエムも考え始めた。あれこれ思いを馳せた。もうすぐ売春婦にされてしまう。次第に俳優になる夢が薄らいでいった。その夜、彼女は疲れなかった。他の者は、いろいろたずねあつたりする者、泣く者もいた。マルディエムの喜びは跡形もなく消え去り、天も碎け落ちるばかりの思いだった。

注:

47. 芸と夢の部分参照。

48. この記述はインタビューから得られたもの。

49. そのことは思い出してもおかしいとマルディエムはいう。ホテルの持ち主の息子はマルディエムの仲間の一人で、ショグジャでは名の知れた歌手であるその人を愛してしまった。一行がボルネオに向けて出港しようというときその息子は自殺せんばかりだった。

50. マルディエムは彼をマス (Mas) と年上の男性の呼称で読んだ。ウスマンさん (Mas Usman)との交流はマルディエムが従軍慰安婦になるまで続いた。マルディエムはこの交流はただの友情で、恋愛感情はなかったという。

51. マルディエムによるとこのカディルという人はショーゲンジ医師の助手で、すでに長くそのもとで働いてきた。それで、歯科治療の技術も持つようになっていた。

52. スラバヤで小遣い錢を受け取ったとき、マルディエムはボルネオに着いたらこのもらった小遣いを給料から差し引かれるのかとたずねたことがある。すると、係員はそれはないといい、そのお金は政府、つまり日本政府からの給付だと説明した。その説明を聞いて、マルディエムはそれ以上考えなかった。まったく疑いを抱かなかった。

53. バンジャルマシン地方の家は一般に高床式の木造建築だった。上質の家屋は床材に鉄樹 (Ulin/Kayu besi/Iron wood) と呼ばれる硬質の木を使っている。

54. 従軍慰安婦をしていたときマルディエムはその名についてたずねたことがある。日本人のいうには、モモエというのは日本の有名なスターの名で母性的な人だということだった。マルディエムはその日本名に十分満足だった。

55. その建物は高床式だった。

第5部 貶められて

1. 忘れられないこと

トゥラワンはパンジャルマシンの街はずれのカンブン（集落）だった。南カリマンタンの地図にはそのカンブンは載っていない。それは、このカンブンがパンジャルマシン市のパンジャル・バル郡の一部にすぎない場所だからだ。もちろんマルディエムは、これまで自分がこんな見知らぬ島に流れ着き、そして身の毛もよだつような場所で寝なければならなくなるなどと考えたこともなかった。そこで最初の夜にマルディエムは、自分の夢はかなわず、まもなく売春婦にされるのだと感づいた。小さい頃から身に付けた忍耐強さでマルディエムはより寡黙になり、これから何が起ころうと、より冷静な気持ちで立ち向かっていくことにした。もう彼女は、あの役者になることを夢見た少女マルディエムではなく、11号室の住人、モモエになったのだ。

マルディエムは、どうして自分がモモエという名をもらったのか尋ねたこともなかった。名前と部屋はあてがわれるままであった。後になって、日本名を付けられたのはおそらく日本人に彼女たちを日本の女性だと考えさせるためだったのではないかと思いついた。名前を変えることで、実際はインドネシア人、ジャワ女性であっても、日本の女性であるという観念像を醸し出そうとしたのだ。当時のマルディエムには、日本人が日本人と交わる気分を出すために名前を変えさせられたことが屈辱的であるとして異議を唱えることなど思いもよらなかった。マルディエムたちはその扱いを受け入れるしかなかった。もちろん強いられてのことである。

マルディエムはその最初の夜がどうやって過ぎていったかをいまだに覚えている。その夜、彼女たちのほとんどが眠れなかった。疲れぬ一夜を過ごした翌朝、皆は病院の検診所へ軍のトラックで連れていかれた。その検診所でマルディエムは三人に診られた。体中を調べられた。検診が終わるとマルディエム達はトゥラワンの「慰安所」に戻された。その慰安所はすでに客でにぎわっていた。その客とは日本兵のことである。それはまだ昼前、午前11時頃のことであった。

マルディエムが部屋に戻ると寮の使用人の男がやってきてマルディエムにちゃんと客の相手をするように⁵⁶と言った。この命令ともいえることばの意味を、まだ子どもだったマルディエムはあまり分からなかった。考える間もなく、「髭面」の日本人が入ってきた。マルディエムは彼を覚えていた。彼がさっき検診所で自分を診察した人間だった。「髭面

」の日本人は病院で医師の助手をしていた。この人物が自分を知っていることにマルディエムは気づいた。この男こそ、彼女がまだ処女で、しかもまだ初潮も迎えていないことを知っているのだ。

マルディエムは抵抗した。しかし無駄だった。相手が強すぎた。逃れようとしたがその日本人は無理やり攻め立てた。マルディエムはその日本人がどれほど無理強いしたか、そのため体がベッドの端のほうへ押し上げられ、しまいには壁に押しつけられるようになったことを鮮明に覚えている。「私は上へ上へと押し上げられた。その男はすごく乱暴だった。」と彼女は言う。そしてついに彼女はその日本人の醜い欲望に抗し切れなくなった。その「髭面」の日本人がマルディエムの純潔を奪ったのだ。

最初の客が行くと次の客、そして次の客とどんどんやってきて、マルディエムは休む間も与えられなかった。マルディエムは、処女ということが品性のない欲望剥き出しの日本兵達にとって一つの魅力であるとは知らなかった。気がつけば午後3時になっていた。マルディエムはもう6人の相手をしていた。6人というのは少ない数ではない。特にマルディエムはセックスについての知識もないばかりか、生殖機能もまだ十分に整っていない年齢である。ここで行なわれた性行為が精神的にも肉体的にも強制された関係であったことは容易に分かる。その午後、マルディエムはひどい出血をみた。その使用人の男に彼女はもう客を通さないでほしいと言ったが、これはことわざない仕事なのだと使用人は答えた。もう絶対に客の相手をしたくなかった彼女は怒って、身に付けていた下着を脱ぎ（失礼）、その血まみれの下着を使用人の男めがけて投げつけたのだ。結局その男は折れて、彼女にドアに縛をかけて出ないようにするようにと言った。

強烈な悲しみと怒りでいっぱいのマルディエムは部屋に入った。最初に自分を汚した日本人の顔が頭に焼き付いていた。「髭面」⁵⁷の人物だ。この日がマルディエムにとって最も忘れられない日になった。この日彼女は辱しめられ、純潔を奪われ、そしてあらゆる夢と希望を断切られたのだ。すんでのところで彼女は死を選ぶところだった。幸い強い信仰心によって彼女は耐えた。マルディエムはその夜、父とあった夢を見た。夢の中で父はマルディエムに試練に耐えるように、自殺のような教えに反するようなことはしないようにと言った。マルディエムにはこの生活を受け入れて、苦しみに耐えていくよりほかにもう道はなかった。まるで政治犯が我慢して刑期を送っているようなものであった。

2. トゥラワン慰安所

トゥラワン慰安所の建物は周到に準備されたものようだった。場所を街はずれに選定したこと、この場所が閉鎖的な場所であることを印象づけていた。建物を囲む高い塀や、その閉鎖的な場所への入り方なども、いかにそこでの売春行為が閉鎖的な中で行なわれていたかを示している。

その周辺の住民はマルディエムによると知らぬふりをしていることが多かったという。住民の中にはマルディエム達のことを見下して日本人のための「配給」⁵⁸と呼ぶものもあった。住民の態度や彼女達への呼び方から、いかに住民が眞実を知らなかったかが分かる。住民は彼女達を本当の売春婦か、または自分から進んで売春婦になったものだと思っていたものらしい。

眞実は違うのに住民からこのように思われていることはマルディエムにとって屈辱的だった。トゥラワン慰安所では、マルディエムは当然のことながら取り引きに基づいて性交渉をした。だが、この取り引きは日本人と「性の奴隸」たちの間ではなく日本人と慰安所の経営者との間の取り引きであった。この慰安所を経営していたのはチカダという人物だった。この人物は日本人の民間人で、慰安所の向かい側に居を構えていた。日常の用事や客の割り当てをするために、その慰安所には二人の使用人がいて従軍慰安婦や客の世話をしていた。慰安所の営業の仕方は次のようだった。

この慰安所は日本人専用であった。毎日ここにいる使用人すら不用意な行動はできなかつた。周辺の住民もここへ来るものはなかった。それは宗教の教えのせいであるともいえるし、また慰安所がインドネシア人にとって極めて閉ざされた場所だったからでもある。慰安所の営業時間は3つの時間帯に分かれていた。まず、昼の時間帯は、12時から17時まで、兵隊に割り当てられた時間帯だった。次が、夜、つまり17時から真夜中まで。この時間帯は日本人の民間人のための時間だった。三番目が、夜中から明け方、までだった。3つの時間帯があったため、事实上従軍慰安婦は休憩時間がなかった。毎朝彼女達は一人一人医師の診察を受け、さらに抗生物質の注射をされた。

次に、従軍慰安婦の賃金については時間帯によって支払い額に違いがあった。昼に訪れる軍人は、2、5ルピア、夜訪れる民間人は3、5ルピア、そして一晩中従軍慰安婦を利用する客は12、5ルピアであった。代金は従軍慰安婦に直接支払うのではなく、事務所（母屋）の会計係に支払った。金を支払うと客は切符⁵⁹を一枚とコンドームを2つ受け取る。切符1枚で従軍慰安婦と一時間の性交渉ができる。慰安所の経営者は、その切符は後

でお金と変えることができるから大事に閉まっておくようにと言った。従軍慰安婦のお金は日本が貯めていて、いずれ従軍慰安婦でなくなったときにはそのお金を引き出してジャワへの旅費にできるということだった。

最初、従軍慰安婦達は日本側の示した約束に十分喜んだ。しかしその後、彼女達は切符と交換にもらうお金のことはどうでもよくなっていた。客が切符を持って来てもマットレスの下にしまっておくだけになった。マルディエムも切符は大籠いっぱいほどあったが、彼女も、他の仲間もただの一度もお金をもらうことなく慰安所は解散し、切符はみんなそこにおいてきてしまった。

3. トゥラワン慰安所の住人のこと

トゥラワン慰安所の住人は、ジャワを出発したときの48人から分かれた24人の人々であった。マルディエムはその24人のすべてを思い出すことはできない。思い出すことができた人たちの名を表にしたのが38ページの表である。

従軍慰安婦にとって、トゥラワンはカンブンの名ではない。トゥラワンはすがすがしい名でもなく、苦悩と悲しみが重く垂れ込めた名である。そこは24人のジャワ人の女性たちが、生まれて初めて、祖国にありながら他の民族から貶められ辱しめられる生活を送った場所なのである。

マルディエムの仲間は皆いい人たちだったという。「ふしだら」な感じのする人もいたことはいたが、基本的にはそこにいた全員が、もしほかに選ぶ道があれば絶対に従軍慰安婦などにはならなかつたはずである。彼女達は、市場で布地を商っていたものや役者だったもの、歌手だったもの、そしてマルディエムのような子どもも含まれていた。喜びや悲しみを分かち合う中で彼女たちの間には親密かつ固い団結が生まれた。無論、一人や二人は無関心なものもいた。それどころか、日本人の手足となって従軍慰安婦に落ち度があればそれを密告することをしていたものもあった。

だが、全体的には彼女たちの間にはかなり強い団結心があった。例えば病気になるものが出ると、皆快く寄付を出し合ってその病気の仲間に渡したものだった。仲間が亡くなったこともあった。遺体の世話をためマルディエムは仲間をまとめて動いたこともあった。しかしこのことで後に彼女はチカダから平手打ちの制裁を受けることになったのだが。

従軍慰安婦がみんな仕事に耐えられたわけではなかった。第一陣のうち5人は健康を害して帰郷させられた。この場合日本側は運賃だけを負担し、他の費用は支給されなかった。

ここでもマルディエムたちは団結心を發揮した。深く同情した彼女たちはジャワへ帰される仲間のために餽別を募った。帰郷させられた者で名がわかっているのは、ムール（9号室）とサルミニ（22号室）である。

従軍慰安婦第1陣 名簿

名 前（本名）	日 本 名	部屋番号
サストロ	—	1
ハニヤ	—	2
ワギネム	サクラ	3
ギャ	—	4
スリップ	アヤミ	5
ジャルム	ハキコ ^マ	6
カルシナ	—	7
ハルティ	マサコ	8
ムール	ノブル ^マ	9
タルビニ	イネケ ^マ	10
マルディエム	モモエ	11
ジャイネム	ハルエ	12
アルジョ	—	13
スブリ	—	14
ワジラ	—	15
スカルリン	イトコ	16
リブット	アキコ	17
バウイロ	—	18
サストロ（太てているほう）	—	19
サルミニ	—	22

(22号室は上の記述から書き入れたもの — 訳者)

4. トゥラワンの微笑みのとき

強制売春婦の生活は一日中苦しみが続く。マルディエムは忍耐でその辱しめの日々を過ごしていった。そんなつらさの中で、苦悩にまみれながらもマルディエムは楽しい一時を見いだすことができた。強制売春婦のような脅威にさらされていない普通の人間が感じる喜びと、ここでいう楽しみとは違うものだ。ここでいう楽しみとはマルディエムに科された苦痛が軽減することなのだ。それは次のようにいくつかのことである。

一つ目は、なじみ客やマルディエムに恋する客が来たときだ。なじみ客が来るときは休憩であり一種の「娯楽」であった。というのは、なじみ客は普通切符を一枚ではなく何枚か買う。一枚切符を買えば1時間部屋にいることができる、普通の客はその時間を精一杯使おうとする。つまり、一枚切符を買って、何度も交渉を持つとうとするのだ。だがなじみ客だと切符は2枚以上買い、1、2回交渉を持つだけだ。これがマルディエムにとっては休憩であり娯楽なのだ。客がいる間は、よくおしゃべりをした。おしゃべりをしてくれるとマルディエムは助かるのだ。それは、客が自分の割り当て時間が終わらないのに帰ってしまうと慰安所の経営者は次の客を取らせようとするからだったので。

それから、マルディエムに恋する日本人がいたことについてだが、マルディエムは当然こそばゆい思いでそれを聞いた。「私に恋する日本人がいるわけがないじゃない。」マルディエムはそれほど真に受けなかった。ただ彼女がうれしかったのは、彼女に愛を打ち明けたその日本人たちは行為中も手荒なことをしなかったし、また時には来ないときでも切符を買ってくれた。その切符でマルディエムは一時の休息をとることができたし、来なくとも彼女を買ったのだから、少なくとも他の客を相手する回数が減ることになるのだった。なじみ客や親しい人、恋してくれる人がいるといふことの得とはそういうことである。それで労働時間が少なくなった。とはいえ、なじみ客は毎日切符を買ってくれるわけにはいかない。彼ら兵士や現地日本軍政政府の役人の給料では切符を毎日買う余裕はない。

なじみ客がいれば即、切符もたまるというわけではない。チップや衣類その他の贈り物などが慰めだった。なじみ客のくれるチップがあったからこそ彼女達は生きていたのだ。経営者のほうからは、後で現金化できるという約束の切符以外まったく金銭は支払われなかつたのだから。一方、彼女達は食費以外にも、慰安所にはない食べ物を買うことに始まり、石鹼や化粧品といった個人の必需品を買うにいたるまでいろいろな生活費を必要としていたのだ。こんなときこそ団結が必要だった。従軍慰安婦がみんな日本人に好かれる幸運を得たわけではないからだ。仲間に運の悪いものがいると、他のもの達は快く助けた。

この点では、マルディエムは運のいいほうに入っていた。

二つ目は、ハーモニカを吹いたことだ。役者になることはできなかったが、マルディエムには芸の才があった。暇があるとマルディエムはハーモニカを吹いて過ごした。マルディエムは基本的には話し好きなタイプではない。だから仲間とおしゃべりすることはそれほど好まなかった。寂しさを紛らわせるため、彼女はよくハーモニカを吹いたり、歌を歌ったりした。ハーモニカは彼女を好きだった日本人がくれたものだった。その日本人はときおり日本の歌を教えてくれたりもした。

三つ目はタバコを知ったことだ。マルディエムは、インタビュー中もタバコを吸っていた。タバコはトゥラワンの慰安所にいたときの小さな楽しみだったという。最初のうちはタバコは吸わなかった。「このタバコは何のためかしら。」慰安所の経営者から各部屋の住人に配給されるタバコをあるときマルディエムは吸ってみた。そして結局吸うようになってしまったのだ。

四つ目は生理が来ることは「恵み」だったということだ。ほとんどの女性には生理は苦痛、一種の「災難」であろう。しかしマルディエムたちにはそうではない。彼女たちにとって少し長く休める生理は恵みである。彼女たちにも休日はある。毎月一回、8日の日だ。生理になれば何日も休める。その休日を楽しむために使うのだ。その休日に彼女たちをボルネオにつれてきたパンチャ・スルヤー座の出る劇や映画を見ることもできる。一座はたいてい慰安所からあまり遠くないところで公演していた。休みの時、マルディエムはこの一座の舞台を見られるのでうれしくて仕方がなかった。それと、マルディエムは古い友人とあって話ができるのだった。マルディエムたちは無料で劇を見たり映画を見たりできた。

5. 永久に癒えぬ傷

マルディエムのような従軍慰安婦にとってトゥラワンの慰安所は悪夢などではなく、現実のものだ。時がたつうちマルディエムもたくさんの出来事に出会った。マルディエムも人間は生きていれば様々なことがあるということはわかっている。

マルディエムの人生に大きい影響を及ぼしたいいくつかの出来事、それは癒えぬ傷となつて残っている。一つ目は、純潔を奪われたあの最初の出来事⁶¹。その出来事で、マルディエムは「麗面」の男を毛嫌いするようになっただけでなく、心に非常に大きな打撃を受けた。これはたぶん次の理由によると思われる。まず、マルディエムが信仰と罪の意識が強かつたことだ。だから強制下での出来事とはいえ一生背負っていかなければならない罪と

考えたのである。それから、マルディエムを最初に犯した人間は診察をした人間だったということだ。マルディエムの考えでは本当ならこの人間は守ってくれるはずの立場の人間になのに、その立場を利用した。そして、性についてまだ何も知らない子どもにとってレイプという出来事は忘れられようはずもないということだ。

二つ目の出来事は、堕胎させられたことだ。まだ性のことも生殖のことも知らない子どもであったマルディエムは妊娠のこともまったく知らなかった。日本人の性欲を満たすそのままの仕事で、客のすべてが決まりを守って遊ぶとは限らないことはわかっていた。会計窓口でわたされるコンドームを用いないで遊ぶ客も少なくなかったのだ。

傷かされているマルディエムら女性たちにはこれを断ることはできなかった。断ったり満足なサービスができなかったりすると、慰安所の経営者から制裁として處られるからだった。だから客がコンドームを使わなくとも受け入れることのほうが多いかった。彼女たちが問いただしたり、たしなめたりできるのはなじみ客のような特定の客の時だけだった。

マルディエムにはあまりコンドームを使わないなじみ客がいた。その客は大阪の出身だった。その客はコンドームを使ってほしいと言われるとただこういうのだった。「大丈夫だ。妊娠したらおまえはここから出られる。そしたら、おれたちは結婚できるんだ。」

脅迫下にある女性としては、マルディエムには受け入れる以外ほかに道はなかった。妊娠について無知だったこともあるが、彼女自身は妊娠について考えたこともなかった。ところがあるとき彼女はチカダに呼ばれた。「おまえ妊娠しているな。」⁶²マルディエムはその問いに当惑した。大きくなってきたお腹のことは普通のことだと思っていたのだ。

妊娠がわかるとそこの職員は、堕胎させるために彼女をウリン⁶³病院へ連れていった。一週間の間マルディエムは胎児を墮す効果のあるという薬を与えられた。だが一週間たってもマルディエムには流産の様子が見られなかった。七日目に病院のものに手術室へ連れていかれた。最初マルディエムは手術されるのかと思ったがそうではなかった。

中絶手術は原始的な手術だった。「力いっぱい押されたのです。」⁶⁴医者はマルディエムのお腹を押した。マルディエムの全身を痛みが走った。「あまりの痛さに私は手さえも動かせなかった。体の力が抜けてしまった。」その手術は麻酔なしで行なわれた。おそらく日本人は二度と妊娠しないようマルディエムの心にトラウマを植えつけるつもりだったのだろう。

体の痛みはすぐにも癒えるかもしれない。だが、彼女の心を突き刺し深い傷を残したのはその胎児だった。思春期の少女マルディエムは、もう形ができ始めていたその胎児を自分

の目で見なければならなかった。五ヶ月の胎児といえば体の形も整いはじめ、かなり育っている。手術がすむとマルディエムは胎児を見せられた。それが問題なのだ。「私はその赤ん坊が動いていたのを覚えています。その子は男の子でした。」

罪の意識にすぐさま心が打ちのめされた。「人殺しだわ。ああ、私は自分の地肉を分けた子を殺してしまった。」マルディエムの心にあったのはそういう意識だった。当時彼女は赤ん坊に名前を用意していた。生まれたらつけようと思っていた名は、マルティヤマという名で、マルディエムとヤマをあわせたものだった。

その中継という出来事は傷となった。マルディエム自身は母親になろうと思っていたわけではないが、子どもがまだ生きているのを見てしまったことで、責任感からずっと罪の意識を背負い込むことになった。これは従軍慰安婦マルディエムが通らなければならない宿命だったのだ。すべては人間の愚かさゆえに引き起こされたことだが、何が起ころうと彼女には避けて通ることができないのだ。

三つ目の出来事は、マルディエムが中絶した後かなり長い休暇をもらっていたときのことだ。彼女はトゥラワンからそう遠くないクラヤン村で休んでいた。彼女がいた家のちょうど後ろに家があったが、それはロームシャのための家だということだった。その出来事がいつ起きたのか彼女は正確にはわからない。だが、休暇でそこに来て一週間ほどたったある日とんでもない事件が起きた。ちょうど彼女が川でマンディ（水浴）⁶⁵をしているときだった。記憶では、上下の下着を身に付けただけの「ビキニ」⁶⁶姿だった。マンディをおえたばかりのときだった。激しい砲撃音が響いた。彼女の家のすぐそばに玉が落ちたのだ。後でわかったのだが、その砲撃は連合国軍によるものだった。その砲撃でたくさんの犠牲者が出了。マルディエムのいた家は崩壊した。彼女も崩れた家の破片だけがをした。足にけがをし出血していた。

その時が本当なら逃げる絶好の機会だったのだ。だがジャワ人のマルディエムにはボルネオに親類縁者がいない。道も知らない。頭に浮かんだのは慰安所に戻ることだけだった。その裸の姿のままで、慰安所へ走って帰ったのだ。トゥラワン慰安所と彼女が休息していたカンブンとは陸路を行くとかなりあった。水路を小舟で行けばあまり遠くない。マルディエムは川を通って、やっと慰安所に帰り着いた。

慰安所に着いた彼女を迎えたのはあたたかいことばではなく、チカダの罵声だった。「どうしておまえは一緒に死んでしまわなかつたんだ。」チカダにそうどなられたマルディエムはいつもの調子で言い返した。「まだ私の死ぬべき時じやなかつたからです。」マルデ

イエムのこたえを聞いたチカダは非常に怒って、「バグロー（馬鹿やろう）、てめえ」というといきなりマルディエムを殴った。殴ってもまだ気の治まらないチカダは、今度はマルディエムの腰を後ろから蹴った。かわいそうに、彼女は前のめりに倒れた。全身に怒りをあらわにしたチカダはマルディエムのほどけた髪をつかむと打ちつけた。ついにマルディエムは気を失ってしまった。裸のまま床に転がされていた。助ける勇氣のあるものはいなかった。

午後4時頃マルディエムは気がついた。仲間たちが彼女を運んで一応の当てをしてくれていた。体をきれいにして、あたたかいお茶を飲むとマルディエムの体調は回復していった。だが、腰の痛みはずっと残っていた。日暮れて、マルディエムはチカダに呼ばれた。心の中で、「今度は何だって言うんだ」と罵った。

どうやらチカダは謝ってマルディエムの怒りを解きたかったようだ。マルディエムをなだめるため、チカダはおいしい食べ物や飲み物を用意していた。その夜マルディエムはチカダと飲んだ（ウイスキーだった）。夜が更けてチカダはマルディエムに自分の相手をするように頼んできた。マルディエムはもちろん断って、自分は出産したばかりの静養中の体なのだと言った。チカダはそれでもしつこく、彼女はその日本人の性欲を満たしてやる以外にどうしようもなかった。

この出来事でマルディエムはとても傷ついた。弱った体でひどい扱いを受けて、蹴られたあとも長く痛んだし、そんな状態で関係を迫ったモラルの腐った日本人のことはずっと記憶に残った。これが三つ目の忘れられない出来事である。

マルディエムの記憶では、チカダに蹴られてから骨の成長のバランスが悪くなり、足が同じように成長せず、一方は大きく一方は小さくなってしまった。医者によると骨が脱臼したのだという。その結果骨の成長がアンバランスになったのだ。足の長さが違うためびっこを引いていたこともある。痛みのほうは今日までずっと残っているのである。

6. 愛する心も夢もなくして

トゥラワンで受けた暴力がマルディエムに二つの重大な結果をもたらした。一つは、愛情が持てなくなったことだった。トゥラワン以来マルディエムを悩ませているのは人を愛せなくなったことだ。トゥラワンでの、殴られたり性暴力を受けたりといった極めて衝撃的な出来事が、マルディエムの愛の萌芽を根絶やしにしてしまう根本的原因となった。当時まだ親の愛情が必要な年頃だった彼女が、強制によって恐ろしい性的経験の日々を送ら

なければならなかったのだ。ほろ酔い加減の日本人が部屋へやってくる姿を彼女の記憶から消し去ることはとても難しいことだ。

小さい頃から婦女子の貞節を重んじる価値観に浸かって育ったジャワ人女性である彼女がその残酷な現実を前に大きな衝撃を受けたのは当然だ。純潔を無理やり奪われたこともマルディエムの人間同士の愛やいつくしみの情への認識や期待を打ち碎く原因の一つになったのだ。マルディエムには苦しみを強いられたその経験が戦争のせいであるとは知らずもない。彼女に分かるのは、残酷かつ情け容赦ない暴力が自分の運命を変えてしまったということだけだ。

トゥラワンでの長い強制売春婦としての経験は、女性がいかに非力であるかという苦い現実を示しているといえよう。マルディエムはもちろん深く考えたわけではないが、現実として彼女は自分に対する男の支配を感じていた。日本人の男が切符を持って入ってくる。彼女は身を委せるしかない。そんなとき、彼女は女性がいかに単なる物にすぎないかを感じるのだ。日本人がやさしさを見せることはなかった。特に彼らはまだ若い兵士で、ほろ酔い加減でやってくるのだ。彼らのたくましさゆえマルディエムは非常に苦しめられた。兵士は好きにふるまい、断われば手が飛んでくることも珍しくない。受け入れるにしてもいい気はしない。兵士は人間を求めているのではなく、「性器」だけを求めているのだ。抑え切れない生理的欲求のはげみを求めているだけなのだ。

だから彼女を愛しているという日本人が現れても小さく微笑むだけだった。「愛なんて何の意味があるの？」マルディエムは人を愛することができなくなっていた。それより、彼女が必要だったのは安心と、守ってくれる人、いつくしんでくれる人だった。毎日毎日続く暴力で、マルディエムの人生は一寸先は闇だった。毎日何が起こるかわからない。だからマルディエムは安心がとてもほしかった。

これがマルディエムの受けた暴力と強制売春の経験の中でも最も悲劇的なことである。人を愛する心をなくしたことは、実は人間の心の一部をなくしたことだ。マルディエムの人間としての心は日本人に貶められているうちに壊れてしまったのだ。

二番目は、夢を失ってしまったことだ。最初に役者を志したことからマルディエムはボルネオにまで来ることになった。まだ従軍慰安婦をしていた頃、彼女も芸の世界に触れることがあった。ハーモニカを吹くことに始まり、マンティのとき口ずさむ歌や、ジャワ出身の芸人の知り合いに会うこともあった。だが、そういう世界に触ることはあっても、彼女は小さい頃からの夢を再び勝ち取ろうという気にはならなかった。芸の才には多くの

人がいうように鋭敏な精神と繊細な心が必要で、マルディエムにはとても手が届くものではなかった。マルディエムは日本が負けるとかインドネシアが独立するとかして生きて帰れるようになるとは思ってもみなかつた。従軍慰安婦になったのは運命だとあきらめていたから、役者になるという将来の夢などとっくに捨て去つてしまつてゐた。もしかしたらあのトゥラワンでの最初の夜に捨ててしまつたのかも知れない。マルディエムのトゥラワンでの生きようとする意欲は生き存えようとする人間としての生への執着心なのだ。生きていきたいという気持でたぶん彼女は持ちこたえていたのだ。あのボルネオへ向けて出發したときの夢に支えられたのではない。

注：

56. ジャワ語「Dik iki diladeni tamu」。
57. 今日もマルディエムは「髭面」の人間に対するトラウマがある。
58. ransum 一定量の食糧で一般に軍隊で配給される食糧。
59. この切符は映画のティケット（インドネシアの）に似ていて、薄い紙だった。その切符には支払った料金が記されていた。
60. 法律扶助協会ジョクジャカルタ支部の資料とマルディエムの説明の両方に基づくもの。
61. 第5部の1. 忘れられないこと参照。
62. その時チカダはインドネシア語と日本語のチャンポンできいた。
63. ウリン(Ulin)は地名で、そこで産する非常に固い木(鐵樹)の別名にもなつてゐる。
64. 原語 Diplebet ジャワ語で無理に押さえつけること。
65. 彼らはいつも川に特別に用意された場所でマンディした。川は今日も現地住民の洗い物やマンディの場である。
66. 彼女がビキニといったのは身に付けていたのがブラジャーとパンティーだけだったという意味。

第6部 新しい時代

1. 占領末期のトゥラワン

一年が過ぎる頃トゥラワンの慰安所は住みにくい場所になった。特に目立った変化といえば、訪れる客数が激減したことや従軍慰安婦の食事の質が悪くなり始めていたことだ。当初食事はかなりよいものが出されていたが、一年たつと肉には滅多にお目にかかるなくなり、腹いっぱい食べることも難しくなった。それともう一つ、この同じ場所に慰安婦の第二陣がやってきていた。

マルディエムは慰安所にいることすらもう本当にうんざりすることだった。第一、強制的に性交渉をさせられるその場所で寝なければならないのだ。その上、第二陣が来てからは当初「清潔」な雰囲気だったものが汚くなってしまったのだ。干す間もないで一度も干したことのないマットレスを今度は第二陣の従軍慰安婦と使い回ししなければならなくなつた。さらに、マルディエムのことばを借りればこの第二陣の人たちは、「皆汚くて」掃除嫌いの人間たちだった。このことは、最初その人たちが着いたとき着ていたぼろぼろの衣服からも見て取れた。マルディエムら第一陣が小綺麗にしていたのと違っていた。

第二陣名簿（マルディエムによる）

本名	日本名
マングン	—
アトモ	—
スネン	—
ラシエム	タキコ
ワギネム	—
ギネム	サクラ
ギヤ	—

脅迫下で生きる女性であるマルディエムが得られる情報、特に戦争に関する情報は大変限られていた。実はマルディエムには慰安所の使用人ラシッドの甥で独立運動家の知り合いがいた。しかし会える機会も限られ監視も大変厳しかったから、彼女がいろいろ情報を

探る機会は多くはなかった。もしマルディエムが日本軍の戦況について知ることができれば、トゥラワンの状況の変化を理解できただろう。日本は1943年末から1944年にかけて苦境にあった。まず連合国軍の攻撃が激しさを増していたことだ。日本はいくつかの戦線で勝利を収めてはいたが、日本本土への連合軍の攻撃と日本の補給基地の重要拠点が破壊されたことで日本の防衛能力にかなり劇的な低下を招いた。それから、独立運動家が日本に抵抗する実際行動を起こし始めた。そうでなくとも日本が現地でやった行為は、それまで作り上げた肯定的なイメージをすべて払拭してしまっていた。インドネシアの民衆の間に残ったのは、新たにやって来た日本という支配者がこれまでよりももっと残酷な支配者だというイメージだった。

そういう状況の中で、トゥラワン慰安所の経営は変化していった。いつその変化が起きたのかマルディエムは正確にはわからない。だが慰安所の近くに何回も砲撃があったりして慰安所の雰囲気は混乱していった。そしてあるとき彼女はチカダがもうトゥラワンにいないことを知ったのだ。でも彼女は逃げることなどすぐには考えなかつた。慰安所のほうは使用人らが経営していた。ひどく突然の変化に従軍慰安婦たちは賃金の支払いを求める間もなかつた。何か月にもわたってためた切符、日本人がお金に替えると約束していたその切符はそのまま置いてくるしかない代物になつた。マルディエムがその時考えたことは、どうしたらそこから逃げ延びることができるかということだけだった。持っていくことができない所持品はすべておいてきた。その中にはほとんど籠いっぱいになつた切符もあつたのだ。彼女にもその切符がお金と交換できるはずがないことがわかつてた。そしてマルディエムは慰安所の使用人の兄弟がいるカブアスへと逃れた。彼女は1964年に日本軍の捕虜だったアマット・ミングンと結婚するまでそこに住んだ。その男はオランダ軍(KNIL)に勤務していた人で、まったく偶然にもジョグジャのバントゥルの出身だった。

2. 新しい生活

新しい生活はマルディエムにとってはいくぶんの安定と、安心と情愛のある生活だった。しかし彼女には愛(恋愛感情)はなかつた。夫のことは頼もしくも思い、彼も彼女の心情や身の上をとてもよく理解してくれた。一緒にになり、そして子どもも一人できると、1953年二人はジョグジャへもどってきた。

夫と過ごした間彼女は妻のつとめとして夫に接していた。ジャワ文化では夫に仕えること

は妻のつとめだ。マルディエムは何度となく夫婦の間には愛はなかったと強調した。夫婦仲は良かったが、彼女はだんだん夫がどれほど苦しい状況に置かれているかがわかつてきた。一つの家庭は夫と妻の関係で成り立っていることはもちろん彼女にもわかる。だが従軍慰安婦であったとき日本人の暴力によって痛めつけられた心と体が「愛する心」を失わせてしまった。こういう状態で彼女は夫に接していた。だから夫が彼女のほうからも愛に応えてほしいと思っているのを知りながらも、夫を拒否したり避けたりすることのほうが多いかった。

3. おわりに

マルディエムの人生は辱しめられた人間の人生そのものである。日本人によって無理やり従軍慰安婦という強制売春婦にされたその人生は、インドネシア民族のたどった歴史とも大変関連性があるともいえよう。マルディエムが経験したことはごく個人的な経験ともとれるが、実は個人的なことではなくインドネシア民族の問題なのだ。自国の兵士や民間人の性的欲求を満たすために女性を募ったり動員したりした日本のやり方は、日本人がインドネシア人をどう見ていたかを示している。独立運動の闘士や、マルディエムのような庶民に対する日本の横暴と欺きの行為は、インドネシア人が日本に膝を屈しなければならない被支配民族だという現実を確信させるものだった。

マルディエムの人生から、インドネシア人にとってもまた女性や一般の民衆にとっても大変重要といえるいくつかの点を取り上げてみる。

第一点は、占領支配というものが何はさておき、民衆にひどい苦痛を与える災難であるということだ。占領支配とは心も人間性も持たず、しかもいともたやすく人間的価値を卑しめる強欲と残酷さだけを持ったものがやってくることだ。子どもに対する日本の殺人行為、厳しい米供出制度、ひいては女性を性の奴隸にすることなどは支配者的行動の最も具体的な現れである。被支配民族に温情を示す支配者などない。それどころか被支配民族は自らの国にあって捕われの民となることなのだ。

第二点は、戦争はいずれにしても一般民衆には災難以外の何ものもたらさないということだ。ことに、民衆が政治にまったく無知で既存の政治勢力に対するアクセスを持たなければなおさらだ。戦争は民衆を苦悩におとしいれて歴史にそれをとどめるに終わらず、少なからぬ人命の犠牲を生む。戦場で死んだり飢えて死んだりして帰らなかつた何十万人ものロームシャは戦争の持つ残酷さの顕著な例だ。

第三点は女性を日本軍の性の対象物にしたということで、実は将来にとっての大変貴重な教訓になるものだ。今日にいたるまで戦争は男性優位の世界であることは否めない。世界各地で起きている戦争を見ても女性がいかにいともたやすく戦争によって卑しめられるかがわかる。ここで強調したいのは男性優位の原理がまだ大変支配的な社会では、男が性的な面で勇敢な生き物だという考え方がいつかは男性支配に端を発する強制売春もしくはその他の性的暴力の諸形態を正当化するもっとも強力な理由になっていく恐れがあるのだ。戦争はその意味で男性支配を維持するには最も効果的な環境（メディア）だ。戦争は、女性にとって最も顕著な脅威である。

第四点は、日本は進駐後、インドネシアの学校を閉鎖したが、それ自体ひとつの根本的問題を生んだということだ。マルディエムはその学校閉鎖の直接の影響を被ったもので、それがなくなつたためよけいボルネオへ行く動機が強まつたのだ。根本的に戦争とは直接的、間接的に子供たちを脅かすものだということを言いたい。^{*}ここで強調したいのは、女性が日本人の性の奴隸にされたこと、親が日本に動員され「小人王」の「奴隸」となつたことで、いかに多くの子どもが父母の愛を失つたかということだ。（訳者注：※印に始まるこの文は、原文に書かれてあることに忠実に訳しましたが、文全体のコンテキストから見て意味が不明瞭です。）

上に述べた四点は、戦争の背後にあるすべてのものを代弁するものではもちろんない。この四点は戦争のはらむもっとも大きな危険、つまり基本的人権の侵害と人間的価値の否定という危険の一部の映し出したものにすぎない。

だが本当はもっと恐ろしいのは戦後になってからである。マルディエムが体験したことはその一つの例だ。まず、彼女は人間として愛情のある正常な生活を享受することができなかつた。つぎに、社会の分裂である。マルディエムが周囲の人間から日本時代に強制売春婦になつたということで嘲りを受けたということは戦後、社会に受け入れられない一部の人間が生まれたということを如実に示している。マルディエムは「節操に欠ける」と評された人たちの一例だ。^{*}それでは体の一部を失うといった肉体的に欠けている人々においてはどうだったのだろうか。（訳者注：この※印の文は原文に忠実に訳しましたが、前文との関わりにおいてはその趣旨が不明瞭です。）

それゆえ、戦後起こつたことには十分な配慮がなされる必要がある。そしてそのすべてが行き着くところは責任の問題だ。マルディエムの人生経験を明らかにすることは、実は一つの責任の追及であり、特に日本政府とインドネシア政府への責任の追及なのである。マ

ルディエムがその人生経験を明かしてくれたことは個人的な行為ではない。また憐れみを求めるようとするものでもない。その行動は、すべてのことはその責任の所在を明らかにすべきだという自覚によるものに他ならない。國が独立するとはそういう意味でもある。つまりそれは、我々が独立民族になり責任感を持つということだ。もしマルディエムがこのまま孤軍奮闘していかなければならぬとしたら、これは民族として由々しきことだ。それは日本人に奪われたものを取り戻す要求をしていくことへの責任感が我々には非常に乏しいという意味になるからだ。

マルディエムの賢明さはこの点にあるといえよう。我々は彼女の立派な精神を見習いたいと思う。そして、日本人はインドネシア人に対して行なったすべての行為に何としても責任を持たなくてはならない。その責任が果たされないならば、インドネシア人はいま再度貶められることになるのだ。

以上

添付資料：

法律扶助協会ジョグジャカルタ支部に登録された元従軍慰安婦数

ジョグジャカルタ特別区

1. バントゥル県	12人
2. グヌン・キドゥル県	64人
3. スレマン県	2人
4. ジョグジャカルタ市	6人
計	84人

中部ジャワ州

1. トゥマングン県	30人
2. ブルバリンガ県	1人
3. クラテン県	1人
4. カランアンニヤル県	32人
5. サラティガ市	2人
6. スラゲン市	6人
7. スコハルジョ県	1人
8. マグラン県	21人
9. スマラン県	4人
10. スラカルタ市	1人
計	99人

東部ジャワ州

1. バニュワンギ県	10人
2. マグタン県	6人
計	16人

ランブン州

コタブミ県*

1人

総計

200人** (「はじめに」では
300人と述べられ
ている — 訳者。)

* 原文はスカブミ県とありますが、
スカブミ県は西ジャワ州にあり、
ランブン州(スマトラ)にある
のはコタブミ県です — 訳者。